

我が国の食料・農業・農村をめぐる状況について

平成 2 1 年 2 月

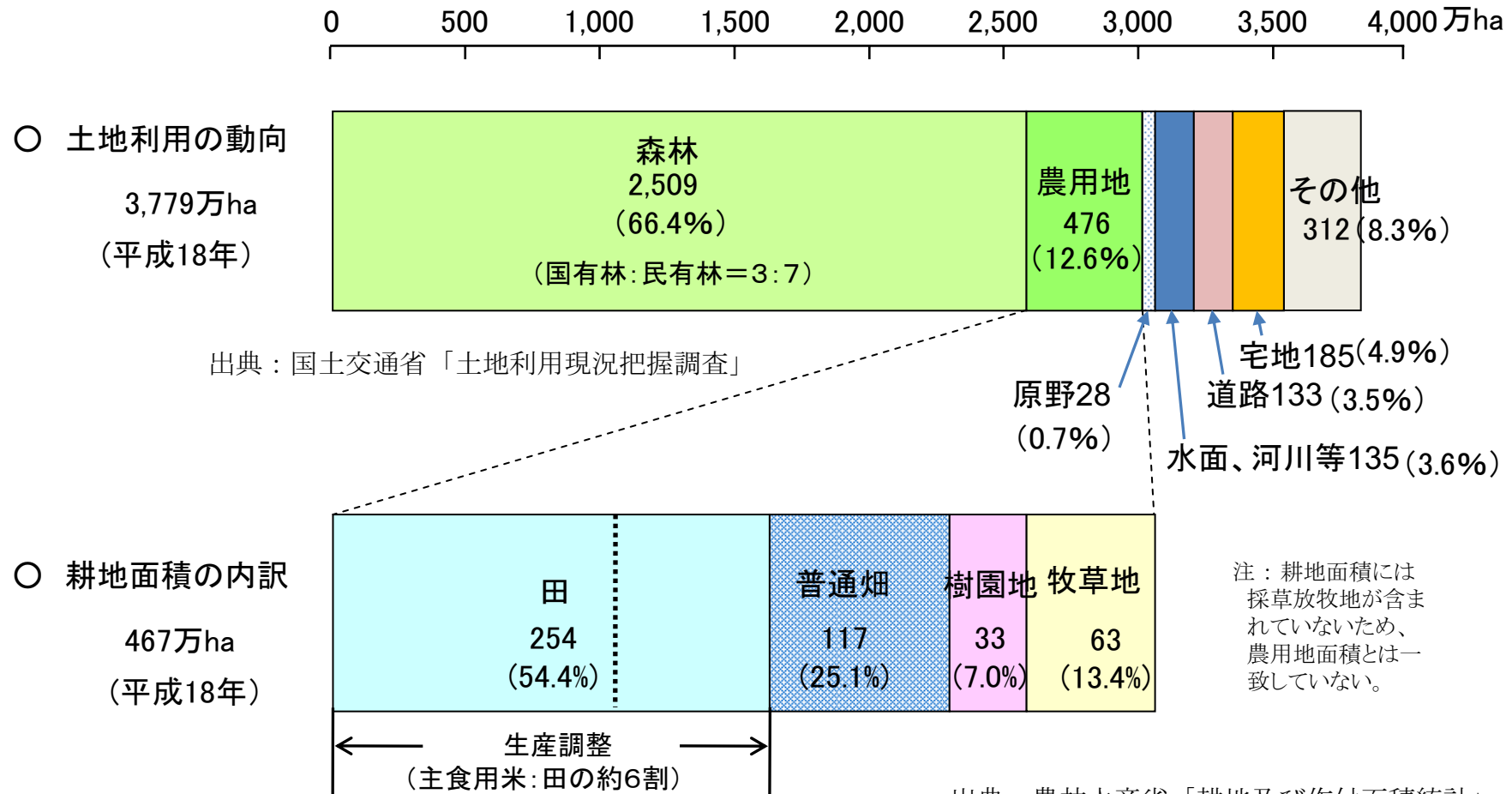
農林水産省

目次

1 我が国国土の状況	1	6 農山漁村をめぐる状況	
2 食料自給率の状況		(1) 農山漁村の現状	17
(1) 我が国の食料自給率の推移	2	(2) 農山漁村の人口動向	18
(2) 主要先進国の食料自給率	3	(3) 農山漁村の生活環境	19
(3) 現在の食生活を支えるために必要な農地面積	4	(4) 農山漁村の所得水準	20
(4) 食料自給力強化のための取組と食料自給率50%のイメージ	5	7 農業関係主要法令一覧	21
(5) 国内生産のみで供給可能な食生活	6	8 予算をめぐる状況	
(6) 食料安定供給の確保に向けた対応	7	(1) 農林水産関係予算の推移	22
3 国際的な食料需給動向		(2) 農林水産予算の姿(H21年度予算)	23
(1) 穀物の需要量、生産量、期末在庫率の推移	8	(3) 主な農業者向け予算	24
(2) 穀物等の貿易率と輸出国別シェア	9	9 農業政策をめぐる国際的動向	
(3) 世界の農産物価格の動向	10	(1) EUの予算	25
(4) 2018年における世界需給見通し	11	(2) WTO規律とドーハラウンドの交渉内容	26
4 農業をめぐる状況		10 食生活	
(1) 農業生産額、農業就業者人口の推移	12	(1) 食に対する意識	27
(2) 農業産出額に占める類型別シェア	13	(2) 食品表示	28
(3) 担い手の確保状況	14	(3) 学校給食	29
5 米をめぐる状況		(4) 食品ロス	30
(1) 米需給の動向	15	11 食品産業をめぐる状況(食料供給構造)	31
(2) 米価格の推移	16	12 資源・環境	
		(1) バイオマスの利活用	32
		(2) 国産バイオ燃料の利用拡大	33
		13 農林水産物等の輸出促進	34

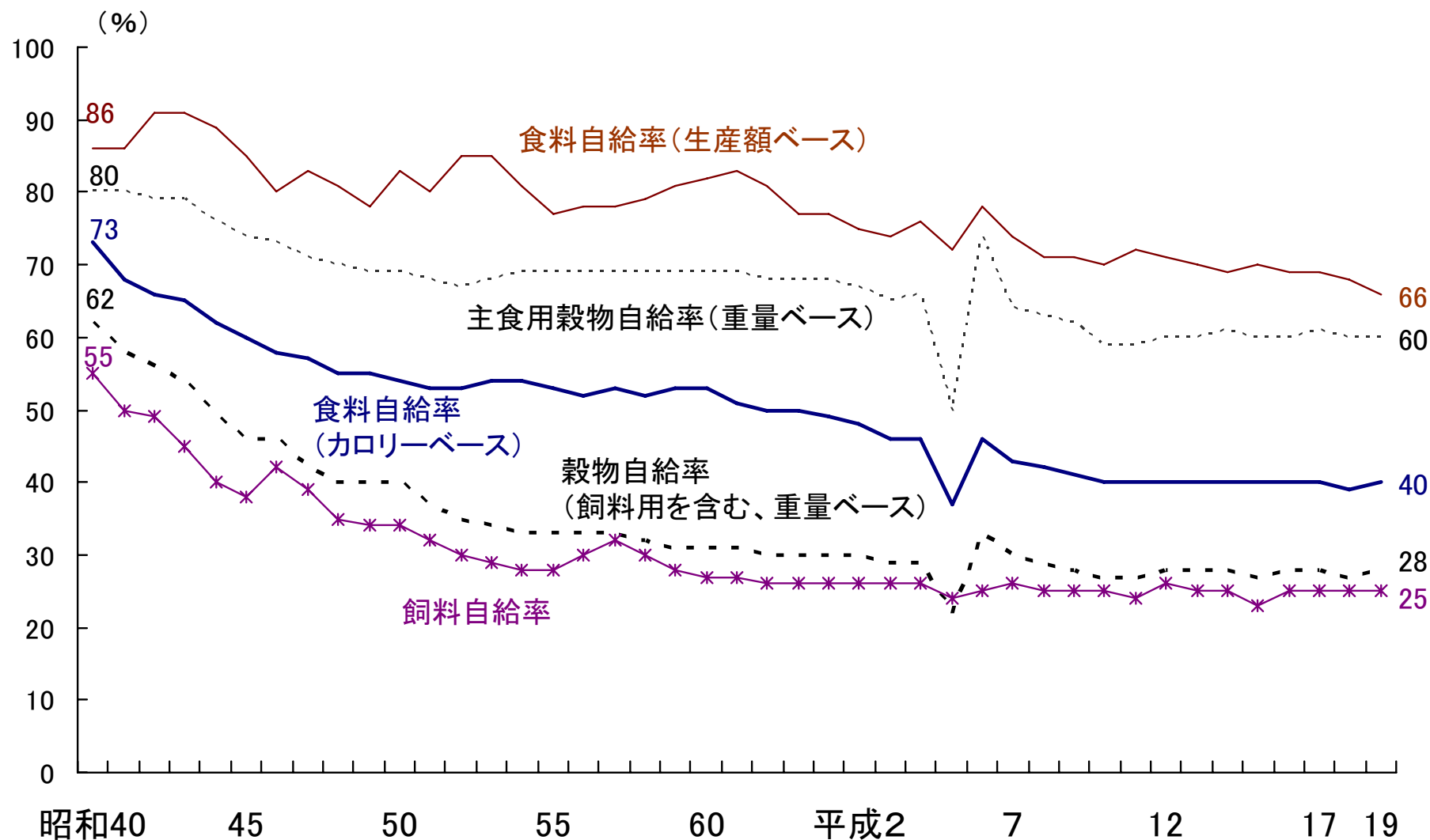
1 我が国国土の状況

- 我が国の国土面積3,779万haのうち、66%を占める森林面積が最も多く、次いで13%を占める農用地となっており、これらで全国土面積の約8割。
- 耕地面積は、平成18年時点で467万haとなっており、このうち、田が254万ha(54.4%)、普通畑117万ha(25.1%)、樹園地33万ha(7.0%)、牧草地63万ha(13.4%)。



2 食料自給率の状況

(1) 我が国の食料自給率の推移

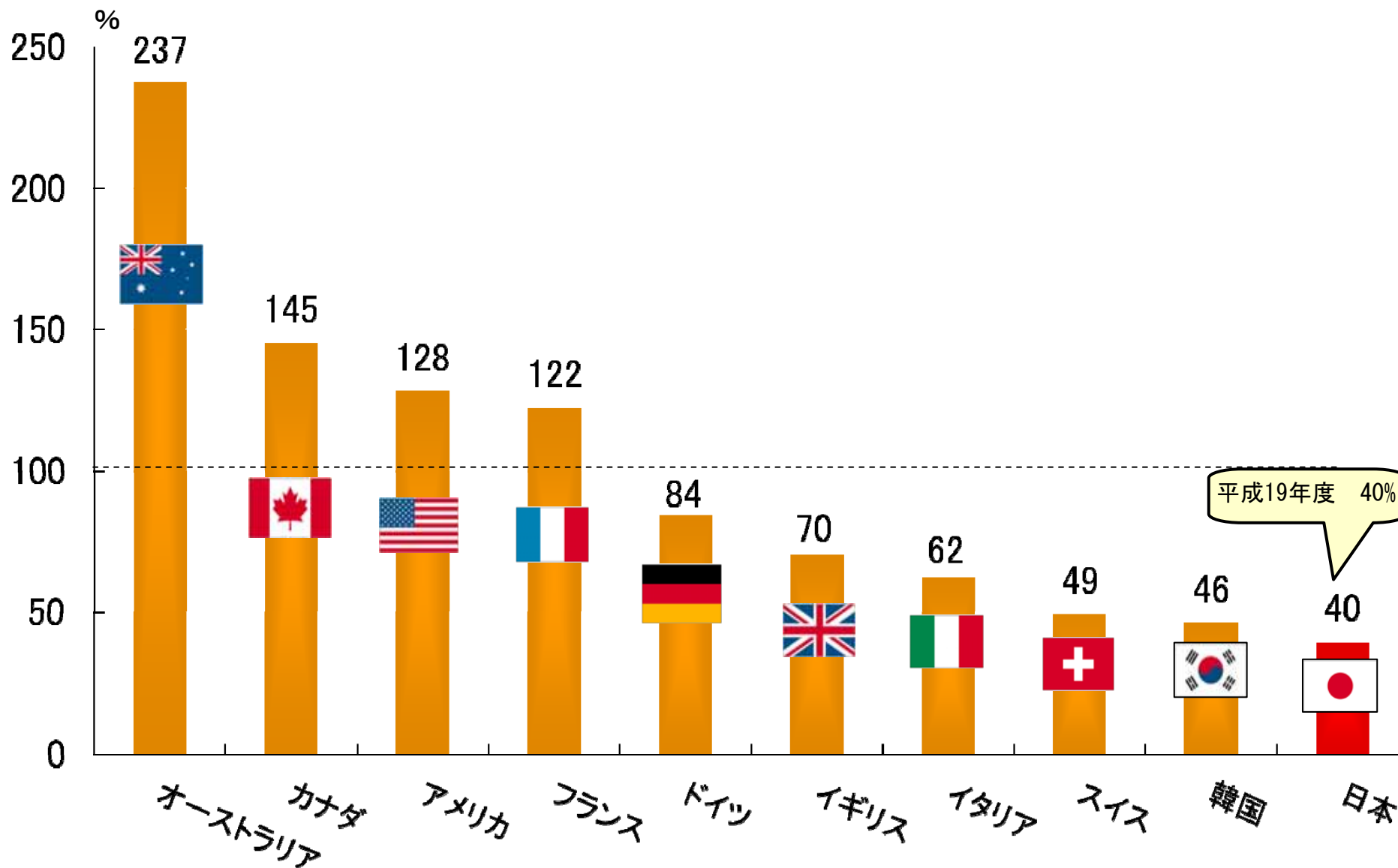


出典:農林水産省「食料需給表」

注:飼料自給率は、TDN(可消化養分総量)に換算した数量を用いて算出している。

2 食料自給率の状況

(2) 主要先進国の食料自給率(カロリーベース)

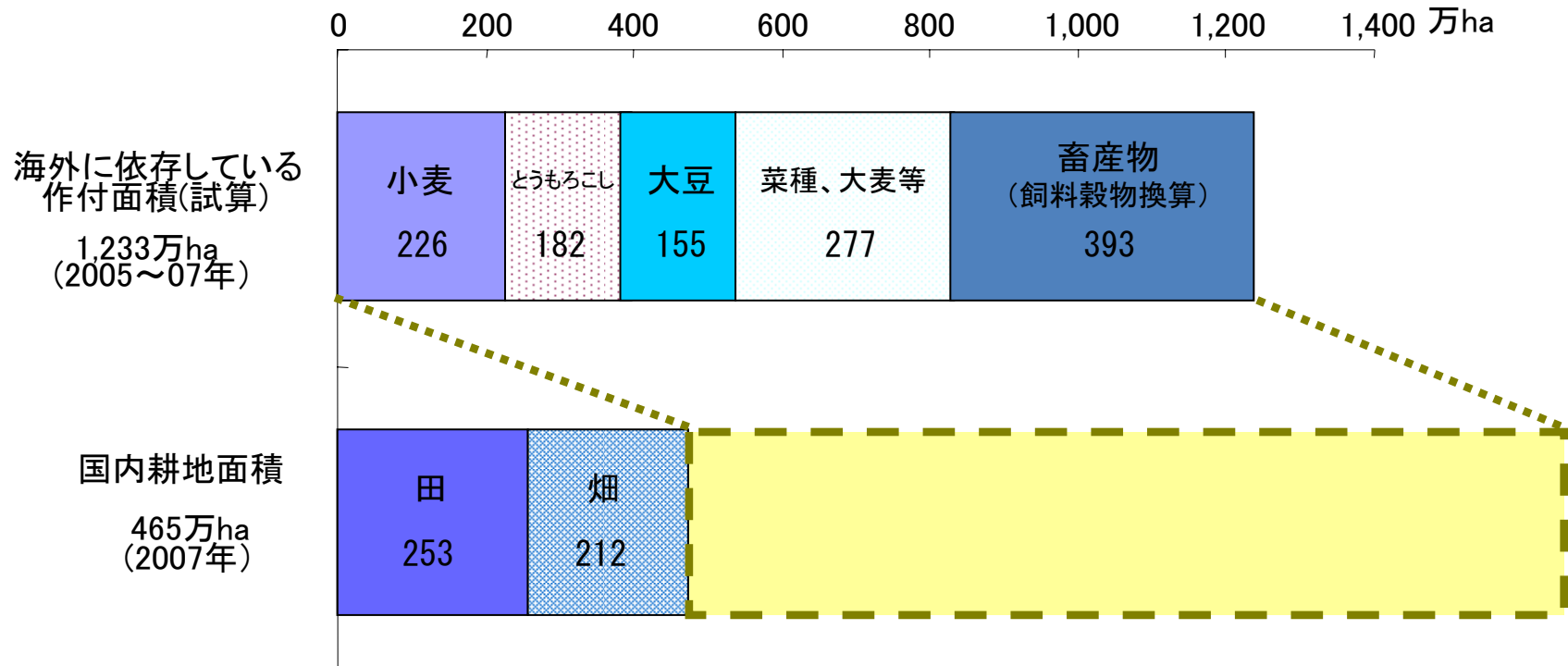


注：数値は、平成15年（日本は平成19年度）

2 食料自給率の状況

(3)現在の食生活を支えるために必要な農地面積

○主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積



国民が消費する農産物を生産するには、
国内農地面積の約3.5倍の農地 (約1,700万ha)が必要

資料: 農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」、「日本飼養標準」、財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」、USDA「Year book Feed Grains」、NRC「NRC飼養標準」を基に農林水産省で試算

注1: 単収は、FAO「FAOSTAT」の2005~2007年の各年の我が国の輸入先上位3か国の加重平均を使用。ただし、畜産物の粗飼料の単収は、USDA「Year book Feed Grains」の2005~2007年の平均。

注2: 輸入量は、農林水産省「食料需給表」の2005~2007年度の平均。

注3: 単収、輸入量ともに、短期的な変動の影響を緩和するため3か年の平均を採用。

2 食料自給率の状況

(4) 食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ

	平成19年度	→	概ね10年後	自給率向上率	
米の消費拡大	61kg/人・年	→	63kg/人・年	+1.3%	強化する取組
米粉の生産拡大	1万トン	→	50万トン	+1.4%	
飼料用米の生産拡大	0万トン	→	26万トン	+0.1%	
小麦（裏作麦）の生産拡大	91万トン	→	180万トン	+2.5%	
大豆の生産拡大	23万トン	→	50万トン	+1.0%	
野菜の生産拡大	1,242万トン	→	1,422万トン	+0.5%	基本計画に基づく取組
牛乳・乳製品の生産拡大 (乳牛の飼料自給率41%)	802万トン	→	928万トン	+1.5%	
油脂の消費抑制 (品目別自給率13%)	14kg/人・年	→	12kg/人・年	+0.3%	
その他(いも類、果実等)				+1.4%	
				合計 +10.0%	
耕地面積	465万ha	→	462万ha		
耕地利用率	93%	→	110%		
供給熱量	2,551kcal	→	2,480kcal		
	40% (平成19年度)	+10.0%		50% (概ね10年後)	

2 食料自給率の状況

(5) 国内生産のみで供給可能な食生活(2,020kcal/人/日)

朝食

茶碗1杯 (精米75g分) 粉吹きいも1皿 (じゃがいも2個・300g分) むか漬け1皿 (野菜90g分)

昼食

焼きいも2本 (さつまいも2本・200g分) 蒸かしいも1個 (じゃがいも1個・150g分) 果物 (りんご1/4・50g分相当)

夕食

茶碗1杯 (精米75g分) 焼きいも1本 (さつまいも1本・100g分) 焼き魚1切 (魚の切り身84g分)

調味料(1日分)

砂糖小さじ6杯、油脂小さじ0.6杯

OPFCバランス

P: 12(13)、F: 10(29)、C: 78(58)

※()内は平成18年度の値

2日に1杯 うどん (小麦53g/日分)

2日に1杯 みそ汁 (みそ9g/日分)

3日に2パック 納豆 (大豆33g/日分)

6日にコップ1杯 牛乳 (牛乳33g/日分)

7日に1個 たまご (鶏卵7g/日分)

9日に1食 食肉 (肉類12g/日分)

2 食料自給率の状況

(6) 食料安定供給の確保に向けた対応

国内農業生産の増大

(平素からの取組)

- 優れた農地・農業用水の確保
- 需要に応じた生産を行う経営感覚に優れた担い手の育成確保
- 単収・品質向上のための技術開発・普及

【不測時の対応】

- 事態の深刻度に応じた対応を行うため、「不測時の食料安全保障マニュアル」を定め、
 - ・ 緊急増産
 - ・ 熱量確保を優先した生産転換
 - ・ 既存農地以外の土地利用

安定的な輸入

(平素からの取組)

- 食料輸出国との良好な関係の維持
- 輸入先の安定化・多元化

【不測時の対応】

- 輸入先の多角化及び代替品の輸入の促進
- 国民生活安定緊急措置法に基づく輸入の指示

備蓄

(平素からの取組)

- 農産物の備蓄体制
 - ・ 米…100万トンを適正水準として備蓄
 - ・ 小麦…食糧用として年間需要の2.3ヶ月分を備蓄
 - ・ 大豆…食品用として年間需要の約1ヶ月分を備蓄
 - ・ 飼料穀物…配合飼料主原料の年間需要の約2ヶ月分を備蓄

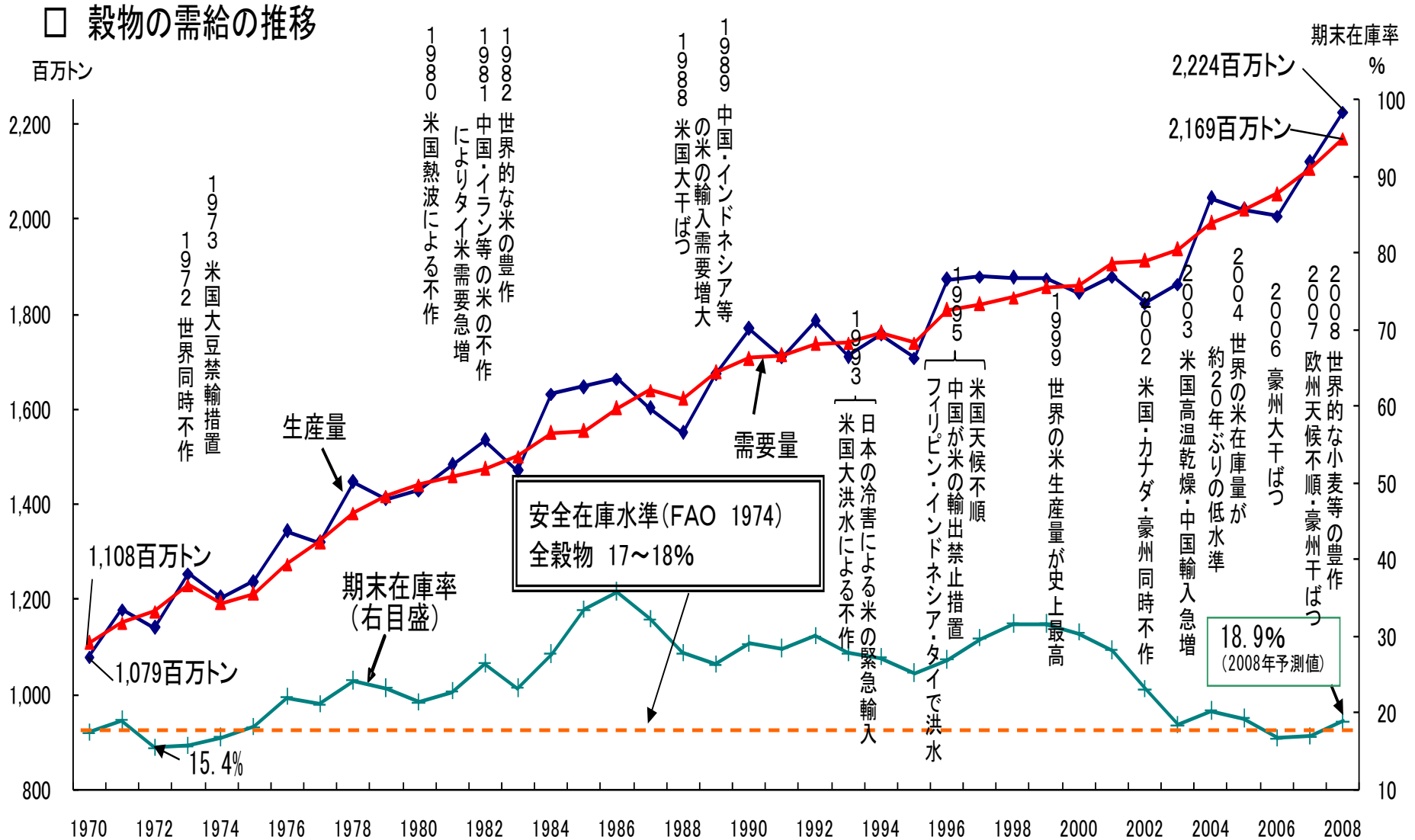
【不測時の対応】

- 備蓄の活用
国家備蓄を行っている米、小麦、大豆及び飼料穀物を計画的に活用し供給

これらの要素を適切に組み合わせ、将来にわたって食料の安定供給を図るとともに、不測時における食料安全保障を確保

3 国際的な食料需給動向

(1) 穀物の需要量、生産量、期末在庫率の推移

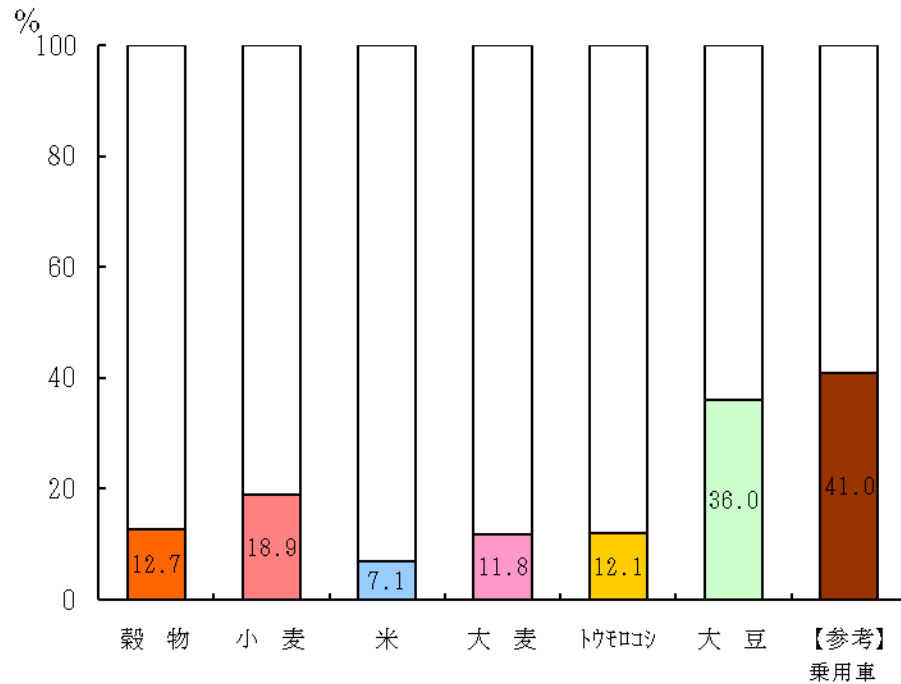


資料 : USDA 「World Agricultural Supply and Demand Estimates」 (January 2009)、「Grain:World Markets and Trade」、「PS&D」

3 国際的な食料需給動向

(2) 穀物等の貿易率と輸出国別シェア

□ 主要農産物の貿易率(2007年)

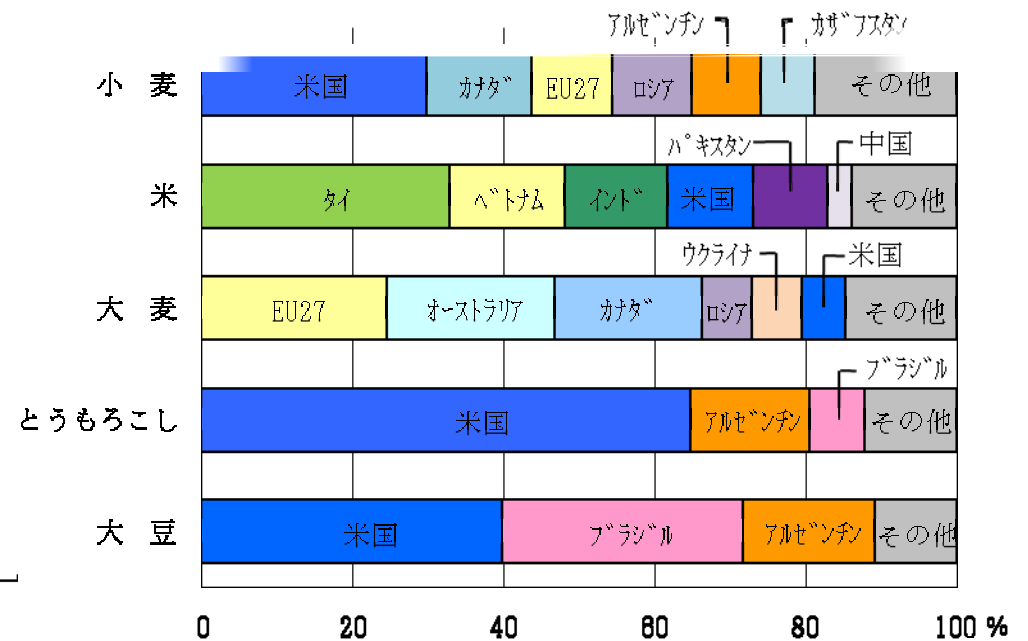


資料:USDA「PS&D (2009.01)」、(社)日本自動車工業会調べを基に農林水産省で作成

注:1)穀類及び大豆は2007/2008年度、乗用車は2006年の数値である。

2)貿易率とは、生産量に占める輸出量の割合である。なお、乗用車の輸出量は、主要国の輸出量(台数)の計とした。

□ 主要農産物の輸出国別シェア(2007年)



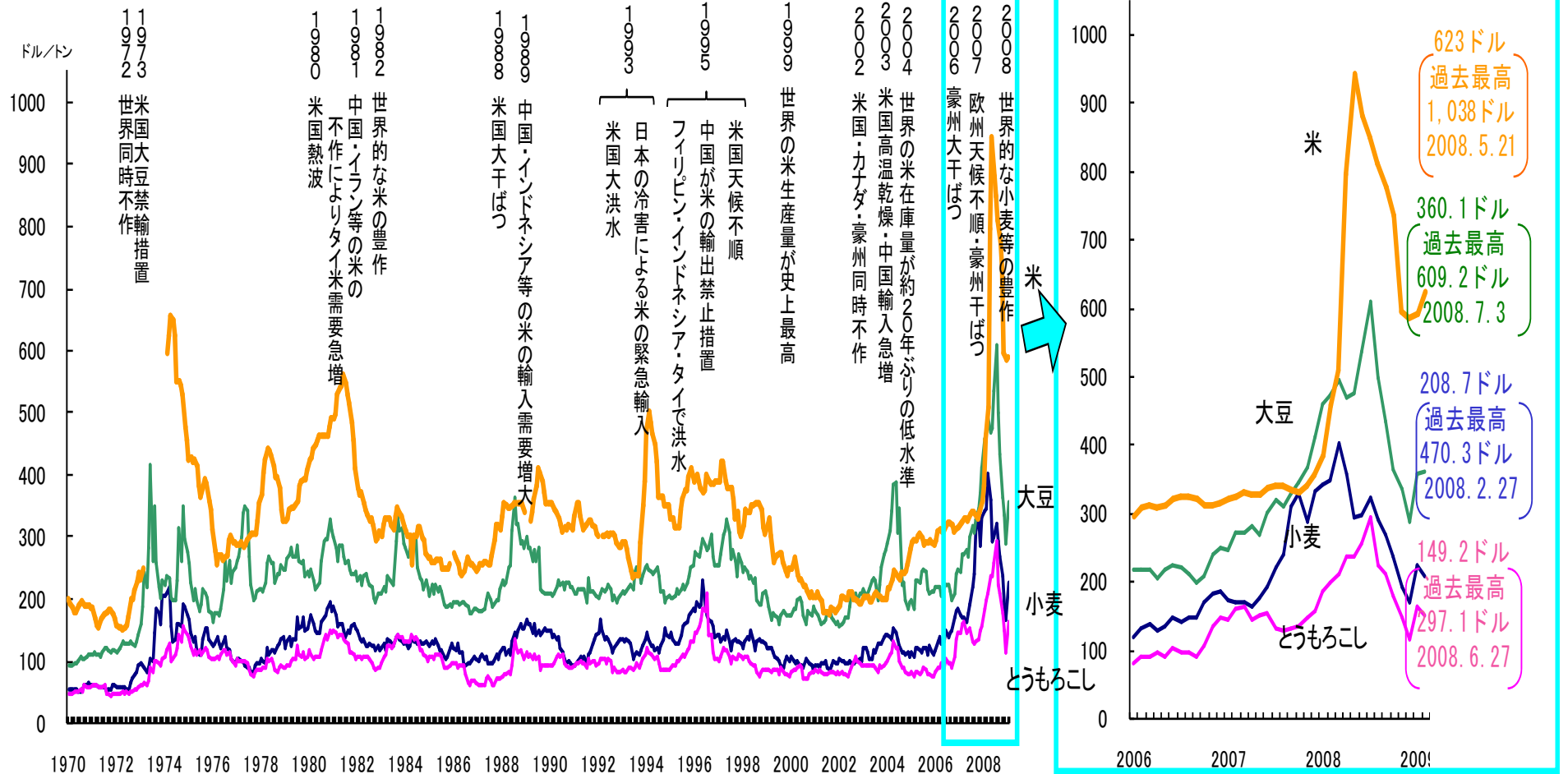
資料:USDA「PS&D (2009.01)」

注)穀類及び大豆は2007/2008年度のMarket Yearの数値である。

3 国際的な食料需給動向

(3) 世界の農産物価格の動向

□ 主要農産物の国際価格の動向



注：小麦、とうもろこし、大豆は、各月ともシカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。

米は、タイ国貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格である。

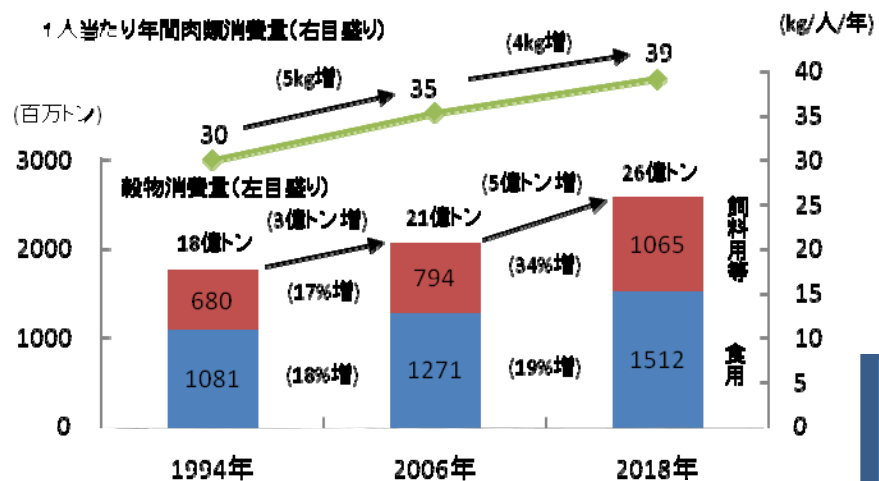
注1：各月第1金曜日（米は第1水曜日）に加え、直近の最終金曜日（米は最終水曜日）を記載

注2：米以外の過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における最高価格

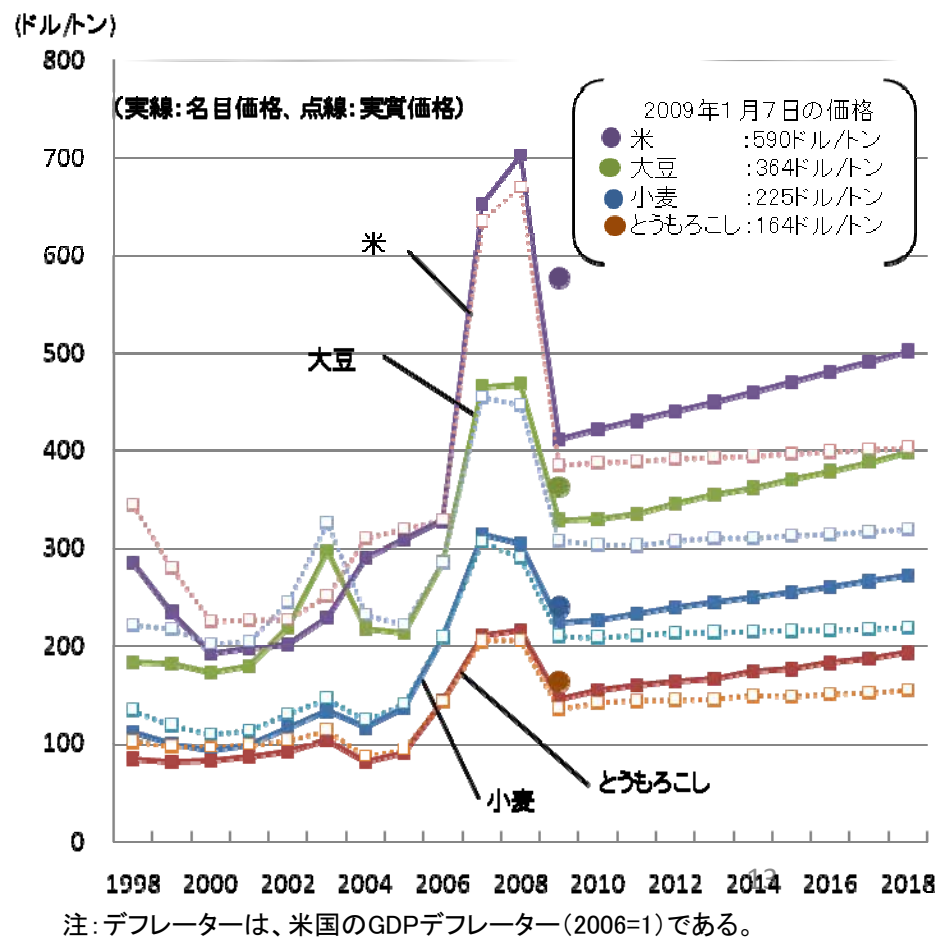
3 国際的な食料需給動向

(4) 2018年における世界の食料需給見通し —世界食料需給モデルによる予測結果—

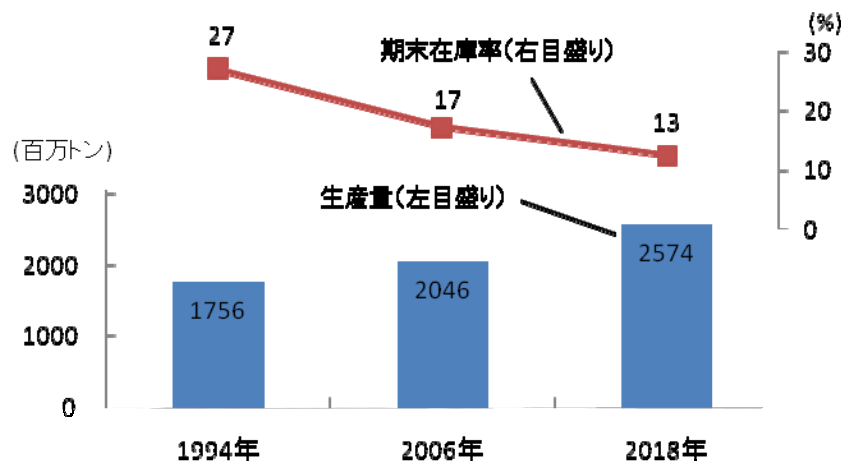
□ 穀物消費量と1人当たり年間肉類消費量の見通し



□ 穀物及び大豆の国際価格の見通し



□ 穀物の生産量、期末在庫量の見通し



出典：農林水産政策研究所「2018年における世界の食料需給見通し」

4 農業をめぐる状況

(1) 農業生産額、農業就業者人口の推移

○農業総産出額の推移

(単位:億円)

	昭35年	50	平2	17	19 (概算)
総産出額	19,148	90,514	114,927	85,119	81,927
米	9,074	34,658	31,959	19,469	17,903
麦類	1,060	566	1,698	1,537	878
豆類	487	735	929	768	582
いも類	577	1,277	2,388	2,016	1,781
野菜	1,741	14,673	25,880	20,327	20,489
果実	1,154	6,462	10,451	7,274	7,505
花き	87	792	3,845	4,043	3,969
畜産	3,477	24,867	31,303	25,057	24,773
乳用牛	635	5,655	9,055	7,834	7,298
肉用牛	375	2,467	5,981	4,730	4,808
豚	559	7,333	6,314	4,987	5,233
鶏	1,205	7,471	8,622	6,889	6,773

資料:農林水産省「生産農業所得統計」

注:平成19年(概算)については、水田・畑作経営安定対策の導入により、これまで麦類、大豆、でんさい、でん粉原料用ばれいしょの産出額に含まれていた交付金の一部を除いている。

○農家戸数、農業就業人口、基幹的農業従事者数の推移

(単位:千戸、千人、%)

	昭和35年	50年	平成2年	17年	19年
農家戸数	6,057	4,953	2,971	1,963	1,813
農家の世帯員数	34,411	23,197	13,878	8,370	7,640
65歳以上	2,835	3,182	2,709	2,646	2,524
(割合)	8.2	13.7	19.5	31.6	33.0
農業就業人口	14,542	7,907	4,819	3,353	3,119
65歳以上	-	1,660	1,597	1,951	1,850
(割合)	-	21.0	33.1	58.2	59.3
基幹的農業従事者数	11,750	4,889	2,927	2,241	2,024
65歳以上	-	691	783	1,287	1,178
(割合)	-	14.1	26.8	57.4	58.2
総人口に占める65歳以上の割合	5.7	7.9	12.0	20.1	21.5

資料:農業データは農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

総人口データは総務省「国勢調査」「人口推計」

注1:平成2年以降の農業データは販売農家の数値である。

注2:「農業就業人口」とは、16歳以上の世帯員(平成7年以降は15歳以上の世帯員)で、自営農業が主として従事した者と、自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計をいう。

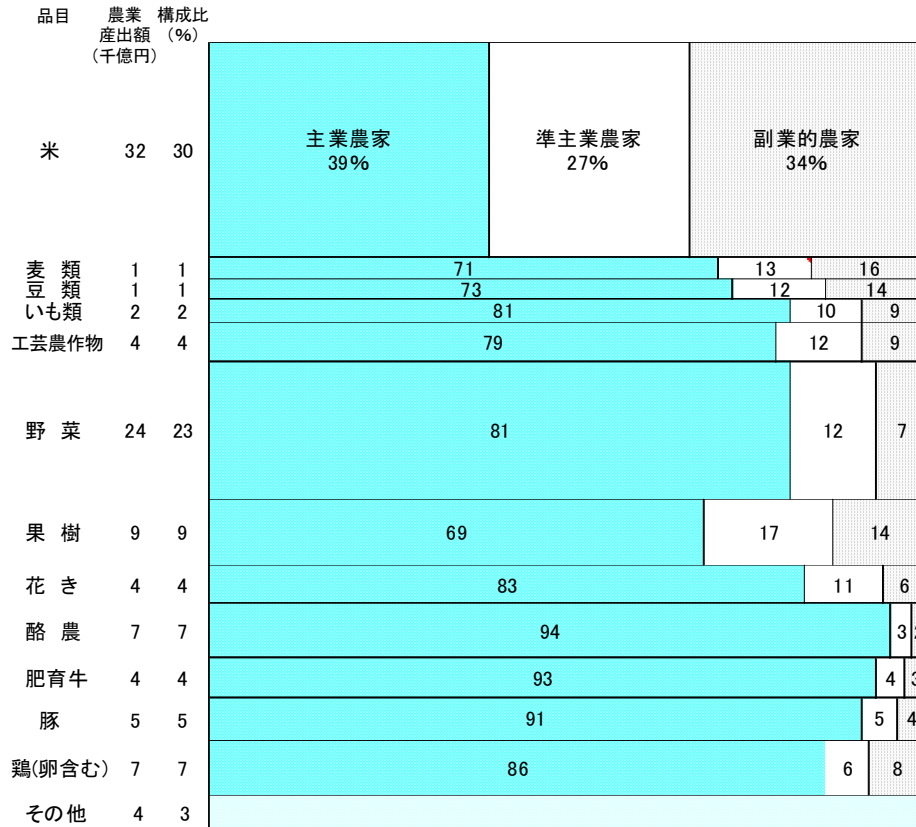
注3:「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段の就業形態が「仕事の主」である世帯員をいう。

4 農業をめぐる状況

(2) 農業産出額に占める類型別シェア

平成7年

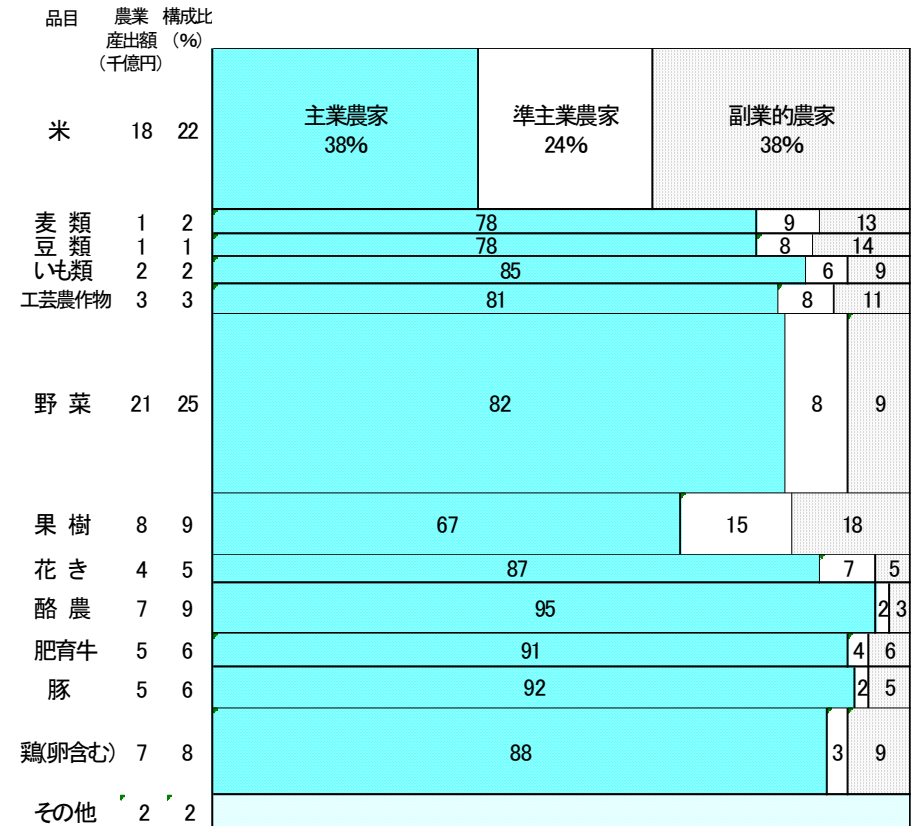
農業総産出額 104千億円(100%)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、「農業経営動向統計」
 注：1) 主副業別シェアについては、「農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。
 2) 「その他」には、農業産出額のシェアの小さい複数の品目が含まれるため、主副業別シェアは示していない。
 3) 農業産出額、構成比、主副業別シェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合がある。

平成18年

農業総産出額 83千億円(100%)

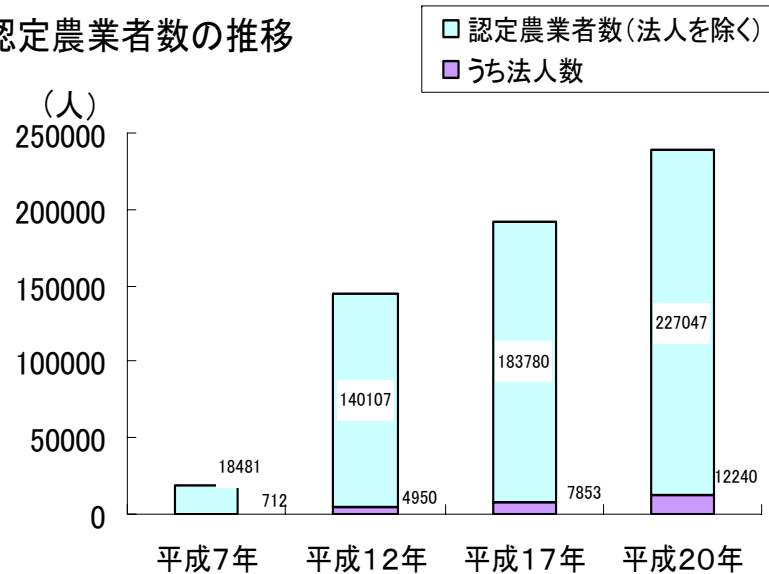


資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、「経営形態別経営統計（個別経営）」
 注：1) 主副業別シェアについては、「農林業センサス」、「経営形態別経営統計（個別経営）」より推計。
 2) 「その他」には、農業産出額のシェアの小さい複数の品目が含まれるため、主副業別シェアは示していない。
 3) 18年の産出額は概算値である。
 4) 農業産出額、構成比、主副業別シェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合がある。

4 農業をめぐる状況

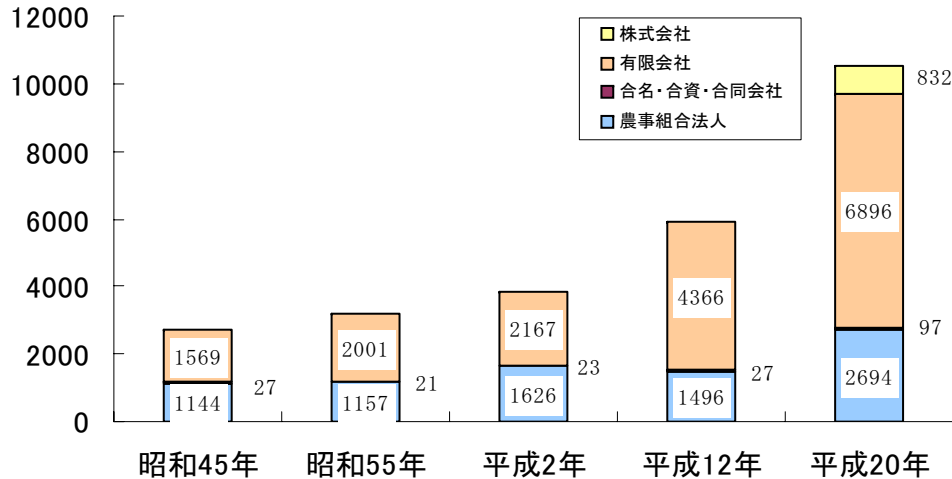
(3) 担い手の確保状況

○認定農業者数の推移



資料：農林水産省経営局調べ

○組織別形態別農業生産法人数の推移



資料：農林水産省経営局調べ

○新規就農者数の推移

(単位：人)

	平成7年	12年	17年	19年
自営農業就農者	48,000	77,100	78,900	64,420
うち 39歳以下	7,600	11,600	11,700	9,640
40～64	30,100	40,500	47,800	38,540
65歳以上	10,300	25,400	19,400	16,240
雇用就農者	—	—	—	7,290
うち 39歳以下	—	—	—	4,140
40～64	—	—	—	2,850
65歳以上	—	—	—	310
新規参入者	—	—	—	1,750
うち 39歳以下	—	—	—	560
40～64	—	—	—	960
65歳以上	—	—	—	220

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」、「新規就農者調査」等

注1：自営農業就農者とは、農家世帯員で自営農業への従事が主となった者(平成17年以前は新規参入者を含む)

注2：雇用就農者とは、新たに法人等に常雇いとなり農業に従事することとなった者(雇用前に農業従事であった場合を除く)

注3：新規参入者とは、土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者

○農業の雇用労働者数の推移

(単位：人)

	平成7年	12年	17年
販売農家	42,670	61,940	61,090
農業事業体	48,550	52,060	56,790
計	91,220	114,000	117,890

資料：「農業センサス」

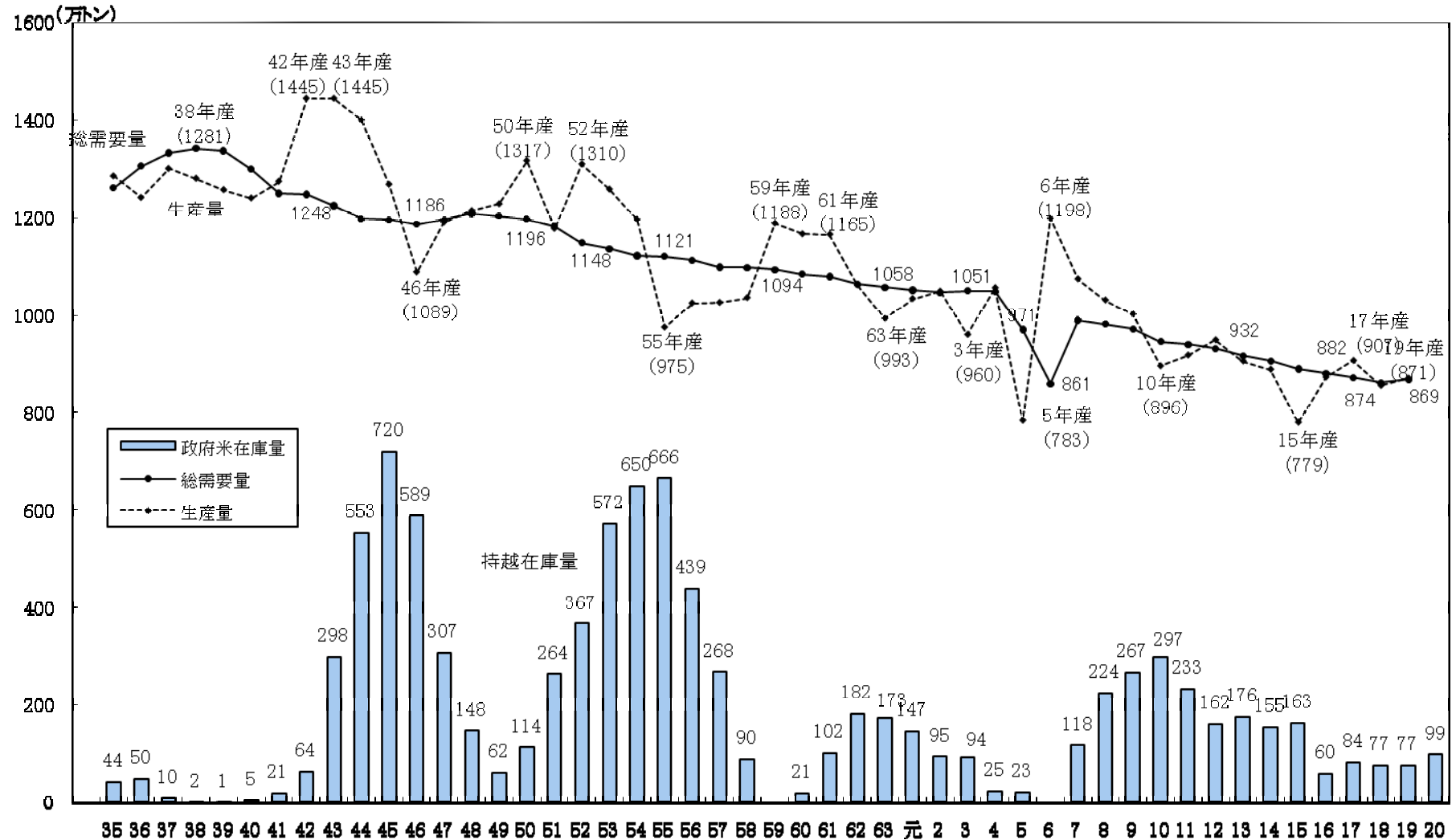
注1：農業事業体とは、農業法人や株式会社など、農家以外の事業体

注2：雇用労働者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約(口頭の契約も含む)に際し、あらかじめ7ヶ月以上の期間を定めて雇った人のこと

5 米をめぐる状況

(1) 米需給の動向

○ 米の全体需要の動向（昭和35年～）



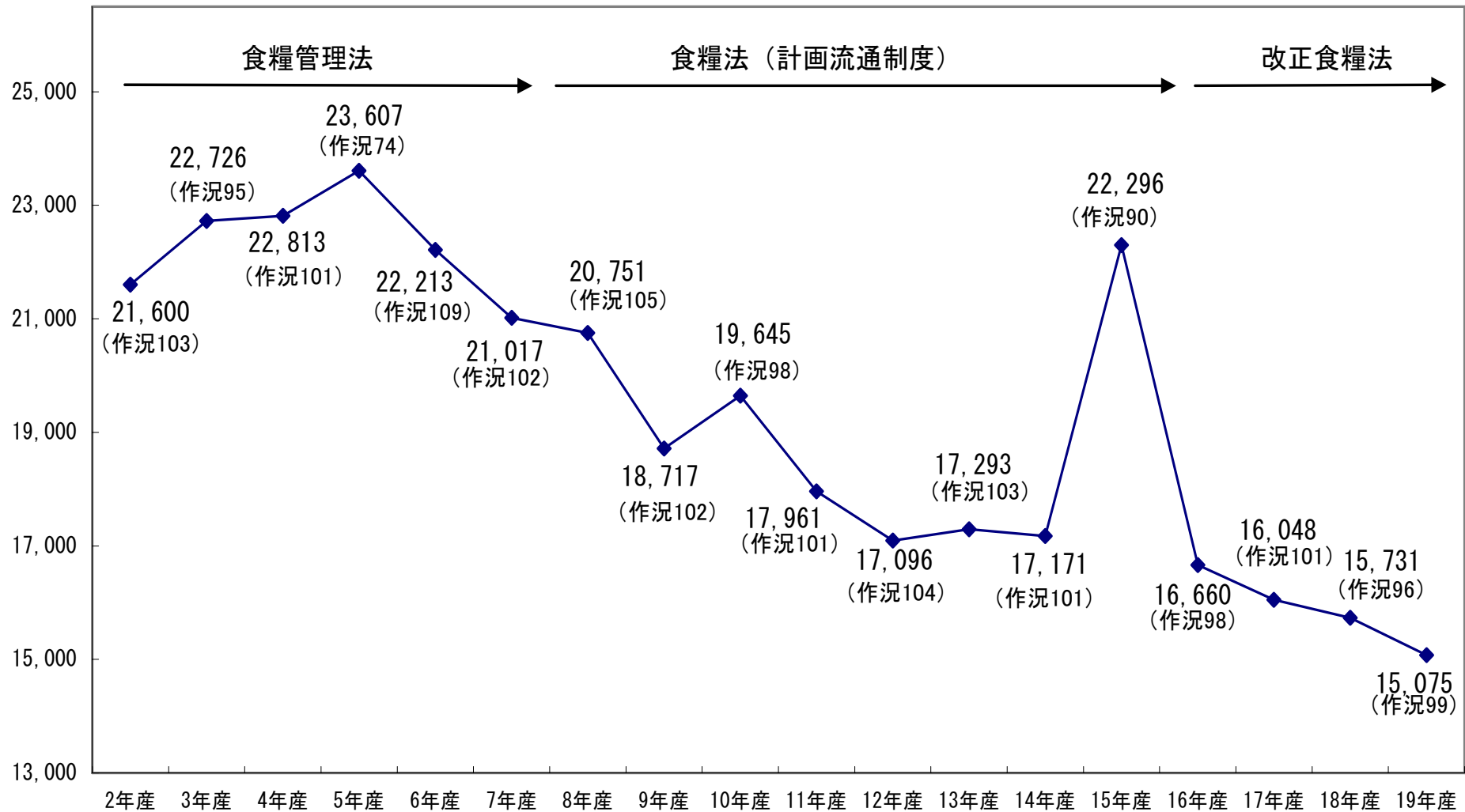
- 注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 2. 在庫量は、各年の10月末現在のものである。ただし、平成15年以降は各年の6月末現在のものである。
 3. 米の総需要量は、5年以降は国産米消費仕向量である。
 4. 平成12年10月末持越在庫は、「平成12年緊急総合米対策」により援助用隔離した75万トンを除いた数量である。
 5. 平成14年10月末持越在庫は、一括所有権移転8万トンを含んでいる。
 6. 生産量は、水稲と陸稲の合計である。

5 米をめぐる状況

(2) 米価格の推移

○ コメ価格センターの年産別平均価格の推移

(単位:円/60kg)



資料: (財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を基に作成

注: 1) 価格には包装代(紙袋)、抛出金、運賃加減額(平成6年産から14年産)、消費税相当額が含まれている。

2) 価格は17年産までは銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

6 農山漁村をめぐる状況

(1) 農山漁村の現状

- 農村では、全国平均より人口減少のペースが速く、全国人口に占める農村人口は長期にわたり減少。
- 農業集落の非農家の割合については長期にわたり増加。

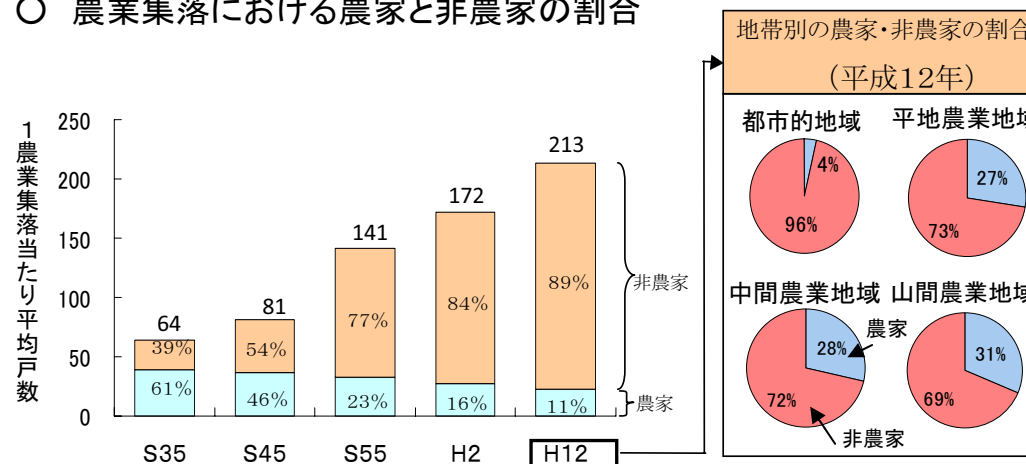
○ 全国の人口と農村の人口

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	増減率 (H17/S35) (%)
人口											
農村	-	-	4,867	4,812	4,713	4,770	4,546	4,432	4,412	4,344	-
全国	9,430	9,921	10,467	11,194	11,706	12,105	12,361	12,557	12,693	12,777	135.5
農村／全国(%)	-	-	46.5	43.0	40.3	39.4	36.8	35.3	34.8	34.0	-

出典：総務省「国勢調査」

注：ここでは、市町村の区域内で人口密度4,000人/km²以上の地区が、互いに隣接して、その人口が5,000人となる人口集中地区(DID地区)以外の地区を農村ととらえた。

○ 農業集落における農家と非農家の割合



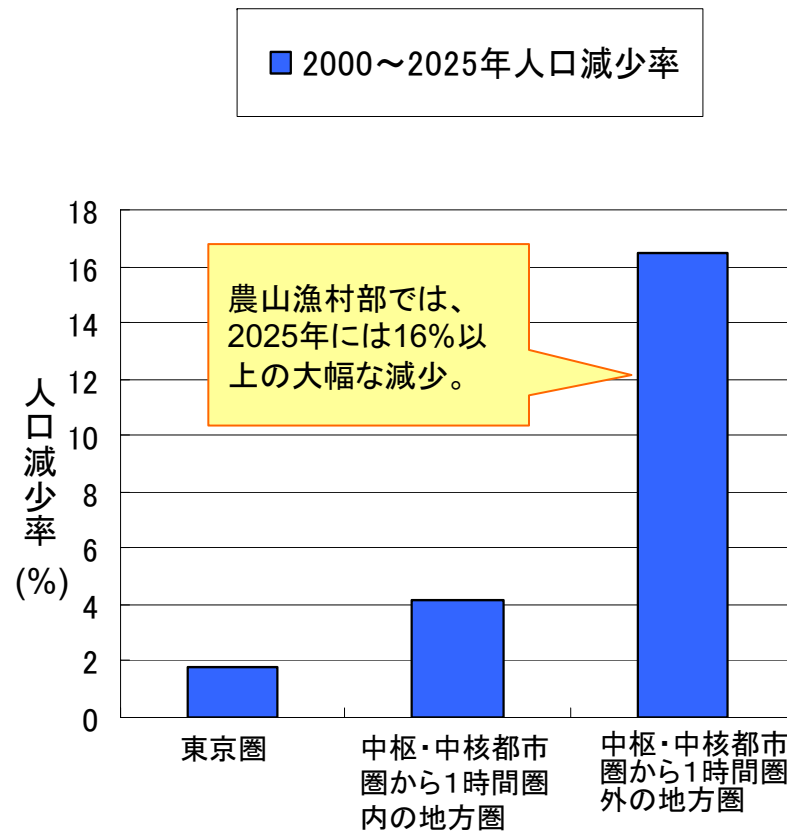
出典：農林水産省「世界農林業センサス」

6 農山漁村をめぐる状況

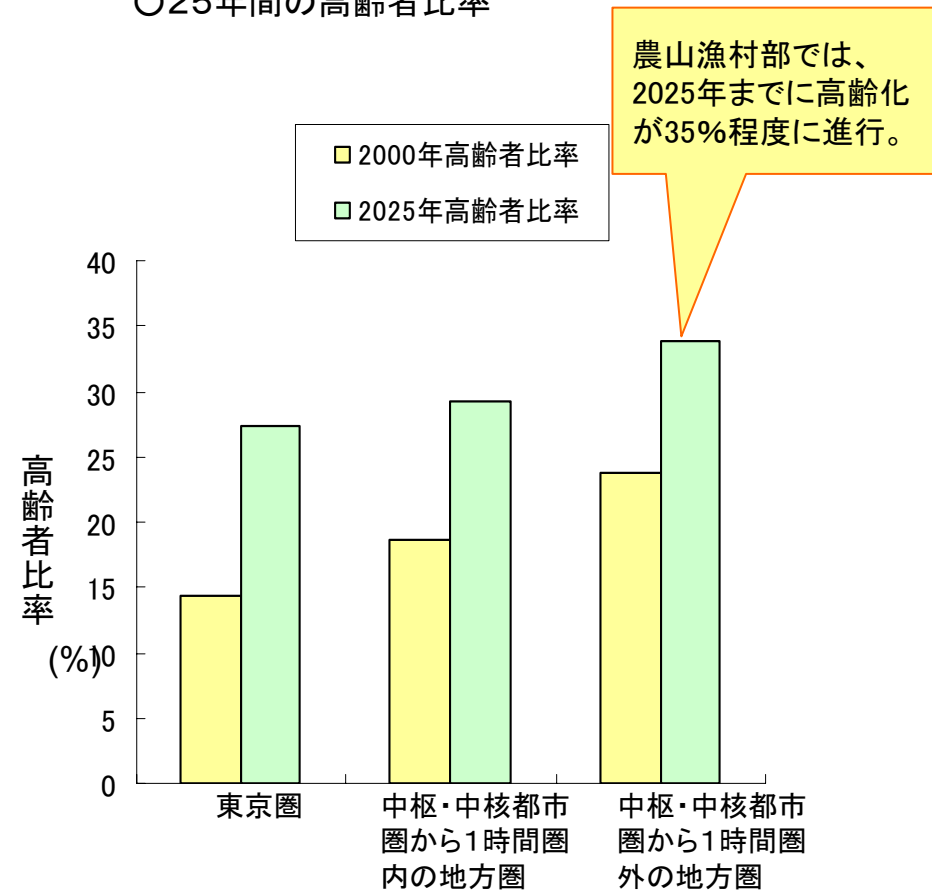
(2) 農山漁村の人口動向

○ 2000年から2025年までの人口動向について推定すると、人口減少率、高齢者比率とも、農山漁村部は都市部と比べて高い水準。

○ 今後25年間の人口減少率



○ 25年間の高齢者比率



出典：国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検」(2004年5月)に基づき農林水産省農村振興局が作成。

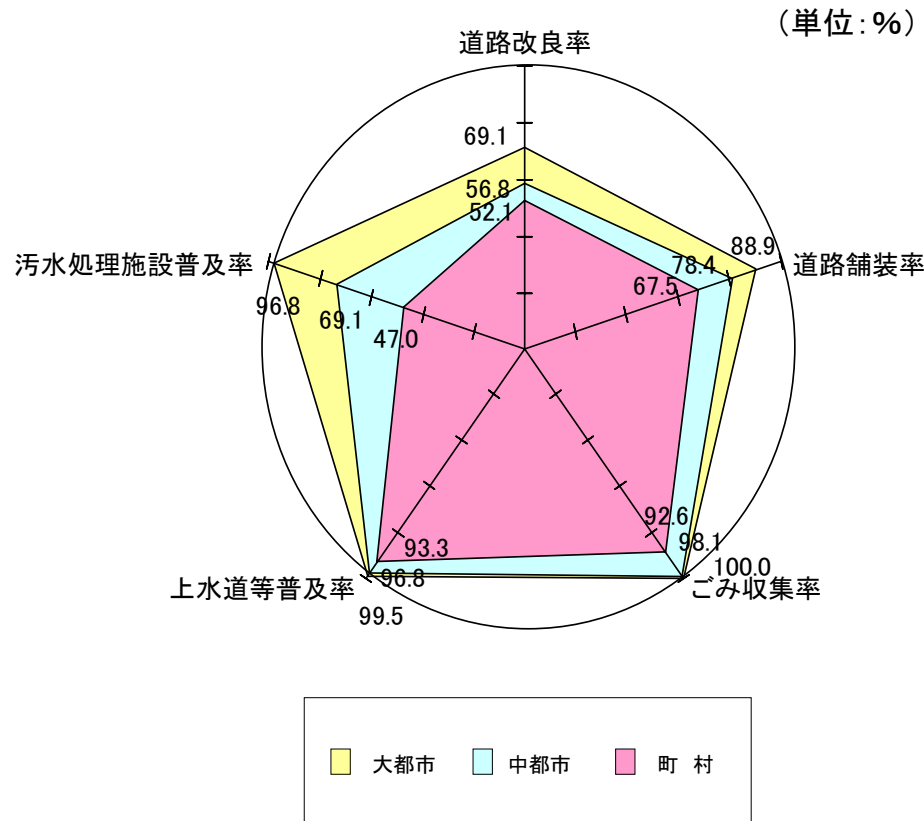
注：農山漁村部とは、中枢・中核都市圏から1時間圏外の地方圏をいう。

6 農山漁村をめぐる状況

(3) 農山漁村の生活環境

- 道路改良率、污水处理施設普及率等、農村の生活環境は、大都市と比べ、依然として低い整備水準。
- 情報基盤の整備状況についても、大きな格差。

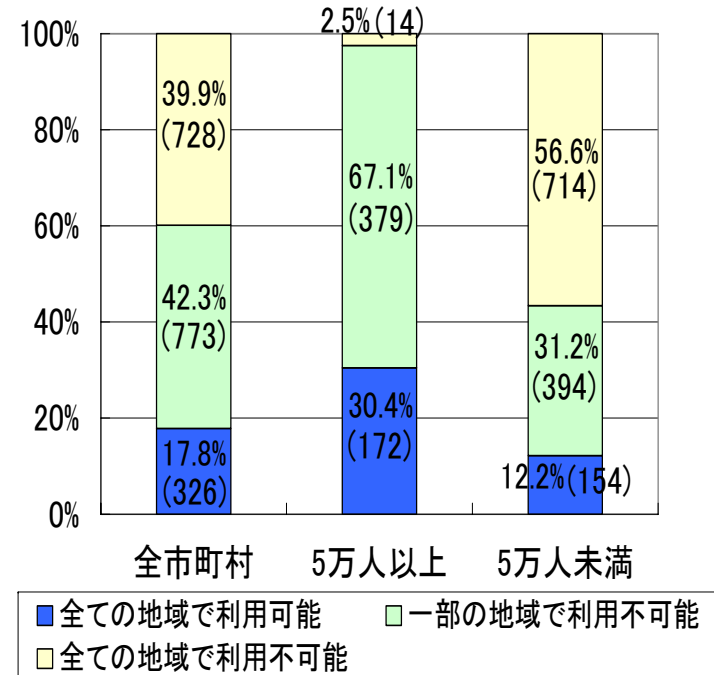
○生活環境整備の状況(平成17年)



資料: 総務省「公共施設状況調」による(平成17年3月末現在)
ただし、ごみ収集率は、平成15年3月末現在。

○情報通信基盤の整備状況

<光ファイバの整備状況(市町村数)>



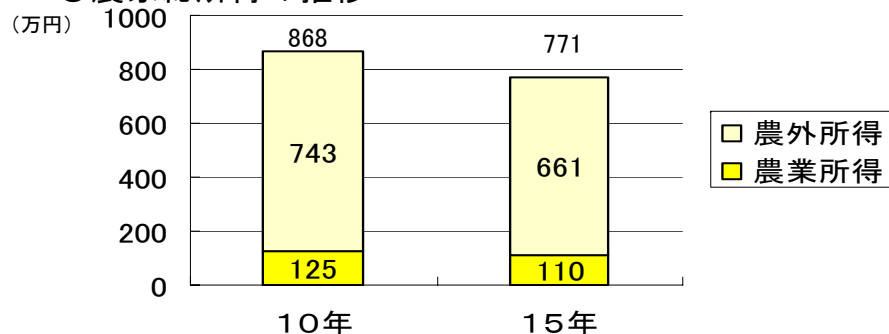
資料: 総務省「平成19年度情報通信白書」
※ 平成19年4月1日現在(合計1,827団体)

6 農山漁村をめぐる状況

(4) 農山漁村の所得水準

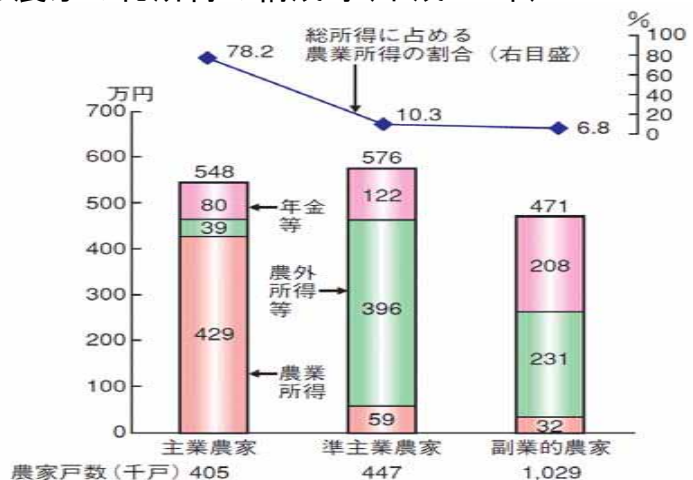
- 農家の所得は減少傾向にあり、主業農家においては、総所得の8割を農業所得が占めており、市場価格の変動等の影響を受けやすい状況にある。
- また、地方圏の1人当たり県民所得は、都市圏と比較して格差がある。

○ 農家総所得の推移



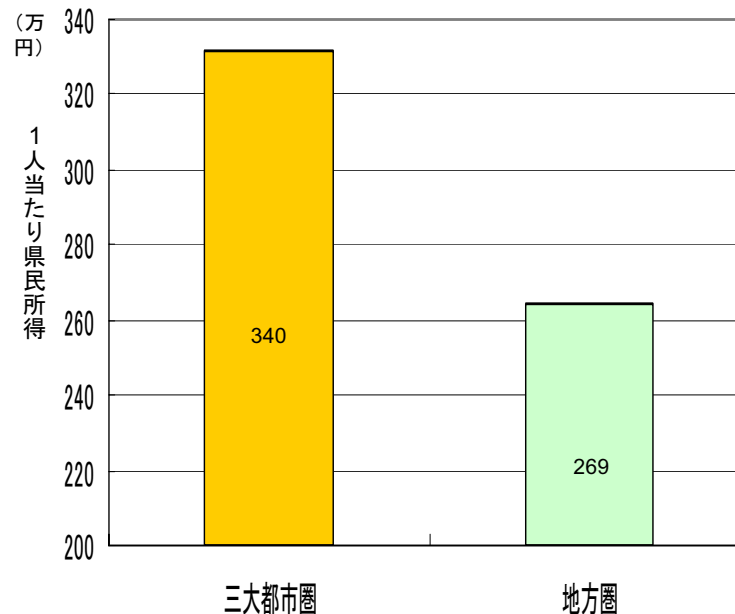
資料：農林水産省「農業経営動向統計」

○ 農家の総所得の構成等(平成18年)



資料：農林水産省「農業経営統計調査(経営形態別経営統計)」、「農業構造動態調査」

○ 1人当たり県民所得の地域差(平成17年度)



資料：内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算年報」に基づき農村振興局農村計画課により作成(加重平均で計算)。

注：三大都市圏は、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)、関西圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)。地方圏は三大都市圏以外の36道県。

7 農業関係主要法令一覧

項目名	法令名	主要内容
基本法	食料・農業・農村基本法	食料・農業・農村施策の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項等
農地・担い手	農地法	農地の権利移動や転用の制限、耕作者の権利の保護、農地の利用関係の調整
	基盤強化法 (農業経営基盤強化促進法)	認定農業者制度、農用地の利用集積等による効率的・安定的な農業経営の育成
	農振法 (農業振興地域の整備に関する法律)	農業振興地域を指定し、その整備に必要な施策を計画的に推進
	担い手経営安定法 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律)	水田・畑作経営所得安定対策の対象農産物、対象者、交付金の種類等
主要食糧	食糧法 (主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)	米穀及び麦の買入れ、輸入、売渡等による需給及び価格の安定
野菜・果樹	野菜生産出荷安定法	主要な野菜の生産及び出荷の近代化、価格低下時の生産者補給金の交付等
	果樹農業振興特別措置法	果樹農業の振興、果実の生産及び出荷の安定、流通及び加工の合理化等
畜産	酪肉法 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律)	酪農及び肉用牛生産の近代化の計画的推進等
	畜産物価格安定法 (畜産物の価格安定に関する法律)	原料乳、乳製品、食肉の価格の安定に関する措置
	家畜排せつ物法 (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進
	競馬法	中央競馬及び地方競馬の開催等
農業生産	持続農業法 (持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)	エコファーマーの認定による持続性の高い農業生産方式の導入の促進
農業資材	農業取締法	農業の登録制度、販売・使用の規制等による品質の適正化と安全・適正な使用の確保
	肥料取締法	肥料の登録、検査等による品質等の保全、公正な取引と安全な施用の確保
	種苗法	品種登録制度等による品種の育成の振興と種苗の流通の適正化
	飼料安全法 (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)	飼料の製造等に関する規制等による飼料の安全性の確保及び品質の改善
普及・就農	農業改良助長法	農業に関する試験研究及び普及事業の助長
	農業改良資金助成法	農業者に農業改良資金を貸し付ける都道府県に対する助成

項目名	法令名	主要内容
普及・就農	青年就農促進法 (青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)	就農支援資金の貸付け等による青年等の就農促進
検疫・防疫	植物防疫法	輸出入植物及び国内植物の検疫等
	家畜伝染病予防法	家畜伝染病の発生の予防とまん延の防止
食品表示	JAS法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	JAS規格の制定及び食品品質の表示義務
農協・農業委員会	農協法 (農業協同組合法)	農業協同組合の組織、事業等
	農業委員会法 (農業委員会等に関する法律)	農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所の組織及び運営
金融・共済	農林中金法 (農林中央金庫法)	農林中央金庫の組織、業務等
	近代化資金法 (農業近代化資金金融通法)	農業者等に長期かつ低利の施設資金等を融通する農協等に対する利子補給
	農業災害補償法	農業災害補償制度による不慮の事故による損失の補てん
農村振興	農山漁村活性化法 (農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律)	農山漁村における定住及び農山漁村と都市との地域間交流の促進
土地改良	土地改良法	土地改良事業による農業生産基盤の整備及び開発
食品・市場	食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	食品関連事業者による食品リサイクルの促進等
	容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集、再商品化の促進等
卸売市場	卸売市場法	卸売市場の開設、卸売市場における取引に関する規制等
	森林・林業基本法	森林・林業政策の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項等
森林・林業	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項等
	水産	水産基本法
漁業法		漁業権、許可漁業等漁業生産に関する基本的制度
TAC法 (海洋生物資源の保存及び管理に関する法律)		漁獲可能量(TAC)の決定等による海洋生物資源の保存及び管理

8 予算をめぐる状況

(1) 農林水産関係予算の推移

年度	農林水産関係 予算総額	公共 事業費	非公共 事業費	国の一般歳出に 占める農林水産 関係予算の割合	
				主要食糧 関係費	
50	21,768	6,047	15,720	9,086	13.7%
55	35,840	14,613	21,227	9,556	11.7%
57	37,010	14,750	22,261	9,903	11.3%
60	33,008	14,102	18,906	6,953	10.1%
平成2	31,221	16,219	15,002	3,952	8.5%
7	35,400	19,050	16,351	2,723	8.1%
8	35,973	19,574	16,399	2,705	8.1%
9	35,922	19,604	16,319	2,692	8.0%
10	33,756	17,439	16,317	2,691	7.6%
11	34,056	17,588	16,467	2,687	7.3%
12	34,279	17,640	16,639	2,239	7.1%
13	34,003	17,400	16,604	2,334	7.0%
14	31,905	15,056	16,849	2,956	6.7%
15	31,114	14,378	16,735	2,759	6.5%
16	30,522	13,712	16,810	2,289	6.4%
17	29,362	12,814	16,548	2,078	6.2%
18	27,783	12,090	15,692	1,998	6.0%
19	26,927	11,397	15,530	1,460	5.7%
20	26,370	11,074	15,296	1,320	5.6%
21	25,605	9,952	15,653	1,140	4.9%

(単位:億円)

※主要食糧関係費には、調整勘定繰入、過剰米損失補てん繰入(～S62)、緊急生産調整推進対策費等(～H10)等が含まれる。

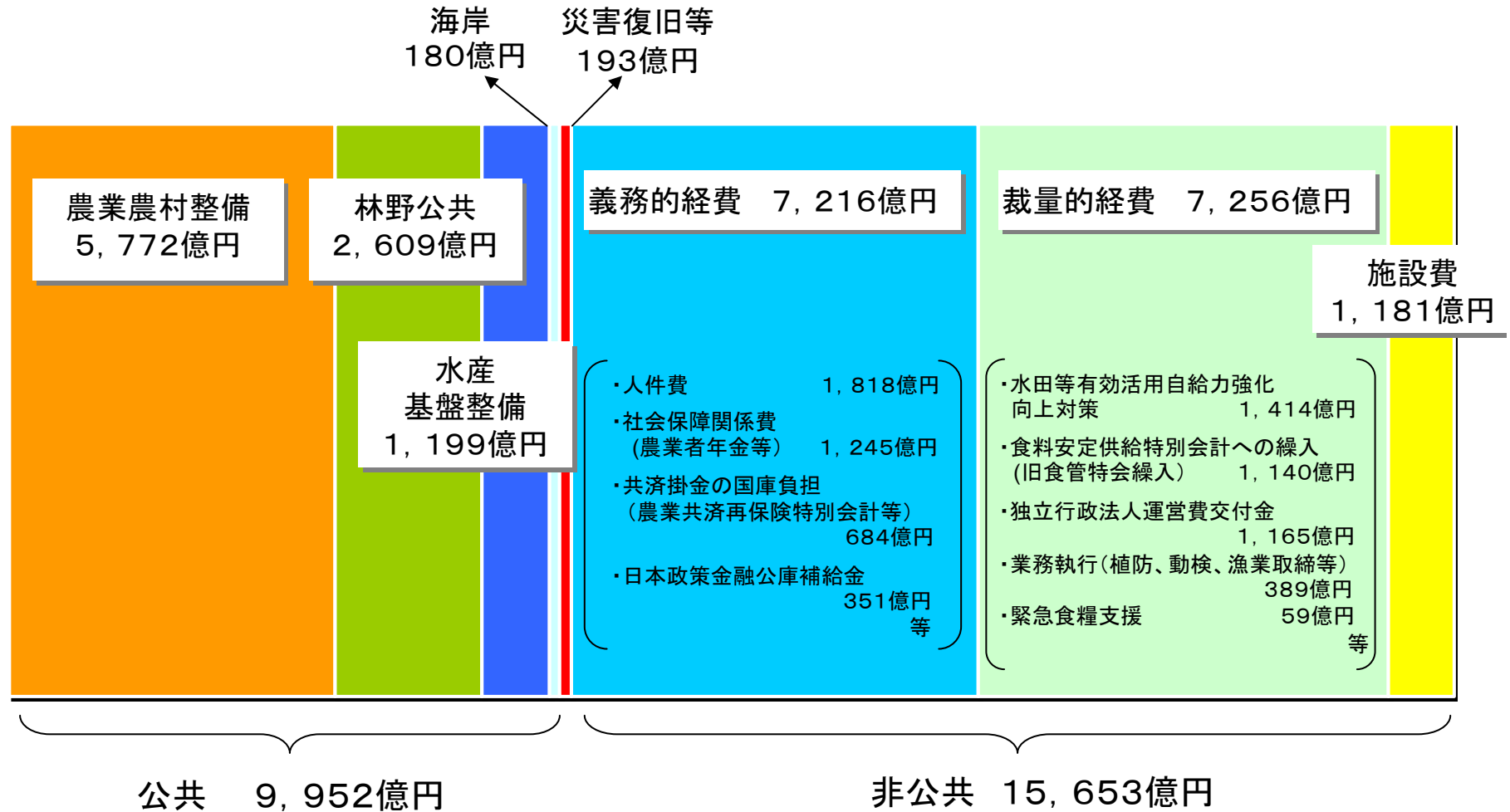
※平成2年から平成11年まではNTT事業分を含み、平成12年度以降はNTT事業分を含まない。

出典:農林水産省作成資料

8 予算をめぐる状況

(2) 農林水産予算の姿(平成21年度予算)

総額: 25,605億円



出典: 農林水産省作成資料

8 予算をめぐる状況

(3) 主な農業者向け予算(平成21年度予算)

担い手の農業経営を直接支援する対策 (水田・畑作経営所得安定対策)

【生産条件不利補正対策 154,906百万円(特会)】

○ 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、過去の生産実績に基づく一定額の支払、毎年の生産量、品質に基づく支払。

固定払 大豆:2.0万円/10a、小麦:2.8万円/10a(助成平均水準)
成績払 大豆:3,168円/60kg(普通銘柄大豆)、小麦:2,110円/60kg(1等Aランク)

【収入減少影響緩和対策 75,756百万円(特会)】

○ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、販売収入の減少に対する9割の補てん。

水田等を有効活用する対策

【水田等有効活用促進交付金 40,419百万円】

○ 転作の拡大など、新たに大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米を作付拡大した場合に、助成金を交付。

大豆、麦、飼料作物 : 3.5万円/10a
米粉・飼料用米等 : 5.5万円/10a

【産地確立交付金 146,605百万円(所要額)】

○ 地域自らが作成する「地域水田農業ビジョン(地域の水田農業の青写真)」に基づいて農業者が実施する創意工夫ある取組に対し、助成金を交付(対象作物、単価は地域で設定)。

【水田フル活用推進交付金 38,100百万円(20年度2次補正)】

○ 20年産の生産調整実施者で21年産も生産調整を実施することを約束した農業者に対し、20年産の水稲作付面積に応じて交付金(3,000円/10a)を交付。

地域の前向きな取組を支援する対策

【農地・水・環境保全向上対策 27,704百万円】

○ 農地や農業用水などの資源や環境を守る地域ぐるみでの活動を支援。

共同活動支援交付金 水田:都府県4,400円/10a、北海道3,400円/10a
畑:都府県2,800円/10a、北海道1,200円/10a
草地:都府県400円/10a、北海道200円/10a
営農活動支援交付金 水稲:6,000円/10a、麦・豆類:3,000円/10a等

【中山間地域等直接支払交付金 23,446百万円】

○ 中山間地域等において、平地に比べ農作物を生産する上で不利な条件を補うため、傾斜地などの農用地面積に応じて交付金を交付。

田:21,000円/10a、畑11,500円/10a、草地:10,500円/10a(急傾斜)等

農畜産物の価格安定のための対策

【野菜価格安定対策事業 9,369百万円】

○ 対象野菜の平均販売価格が補償基準額を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金を交付。

【肉用子牛関連対策((独)農畜産業振興機構事業)】

○ 肉用子牛価格の下落等に応じ、肉用子牛生産者補給金、子牛生産拡大奨励事業、肉用子牛資質向上緊急支援事業などを講ずることにより、意欲ある生産者には実質的に子牛価格40万円/頭を確保。

個々の農業者の機械や施設の整備を支援する対策

【担い手経営展開支援リース事業 602百万円】

○ 農業用機械等をリース方式で導入する際に、リース料の一部について助成。

(関連・20年度2次補正予算)
食料供給力向上緊急機械リース支援事業 5,000百万円
自給飼料生産効率向上支援リース事業 4,950百万円
担い手経営展開支援リース事業 1,000百万円

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 8,136百万円】

○ 主として融資を活用して行う農業用機械・施設等の整備に際して、融資残の自己負担部分(取得金額の3/10まで)について助成。

農地の確保・有効利用のための対策

【農地確保・利用支援事業 7,079百万円(特会)】

○ 地域の農地の受け手の状況に応じて、①特定農業法人等による耕作放棄地等の引受け、②市町村農地保有合理化法人等による農地の保安全管理、③委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を支援。

【①農地引受け交付金】引き受けた農地を経営するために必要な掛かり増し経費を支援
【②保安全管理交付金】最大1.8万円/10a
【③面的集積交付金】最大1.6万円/10a

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 20,650百万円】

○ 貸借等による耕作放棄地の再生・利用のための活動支援。

障害物除去、深耕、整地等に対する支援:荒廃の程度に応じ3万円又は5万円/10a(取組初年度)
土壌改良に対する支援:2.5万円/10a(最大2年間)
営農定着に対する支援:2.5万円/10a(1年間)等

個々の農業者のセーフティネット対策

【農業者年金 128,922百万円】

① 認定農業者等の意欲ある担い手に対し、経営を支援するため保険料の一部を助成するとともに、農地等を経営継承して農業から引退した時に特別付加年金を支給。
② 平成13年以前の旧制度農業者年金の受給者に対する年金給付費等を負担。

【共済掛金国庫負担金 52,605百万円】

○ 農業共済の組合員等が支払う共済掛金の約半額を国庫により負担。

地域全体の農業振興に資する施設整備を支援する対策

【強い農業づくり交付金 13,812百万円】

○ 農業生産の現場が抱える課題の解決に向けた施設や機械の導入を支援。補助率:定額(1/2以内等)

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 34,915百万円】

○ 定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域の活性化を図るため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援。

※これらのほか、農業農村整備事業(公共事業)、農商工連携対策、バイオマス利活用対策、食の安全と消費者の信頼確保対策等を幅広く実施することにより、農業者を支援。

9 農業政策をめぐる国際的動向

(1) EUの予算

- マクシャリー改革(92年)によって、穀物・牛肉等の支持価格を引き下げるとともに生産調整を要件とした直接支払いを導入。
- 穀物の場合、3年間(93~96年)で支持価格を29%引き下げ、15%の休耕を要件に直接支払い(25ECU/t(93/94))を実施。
- EUの歳入において付加価値税が一時的に増加。歳出に占める共通農業政策(EUの農業予算)の比率は低下。

マクシャリー改革の主要ポイント

支持価格の引下げ

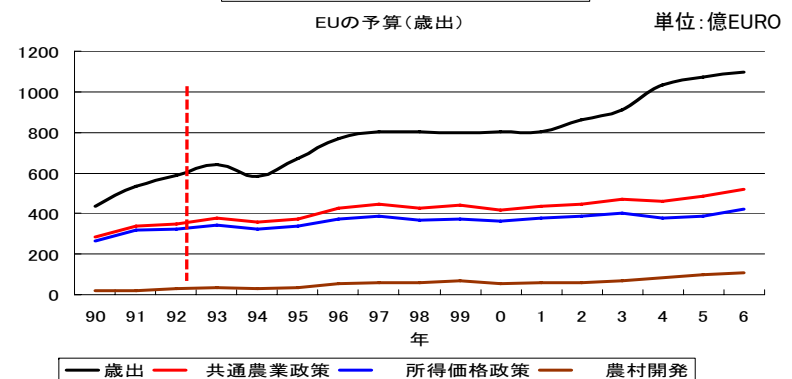
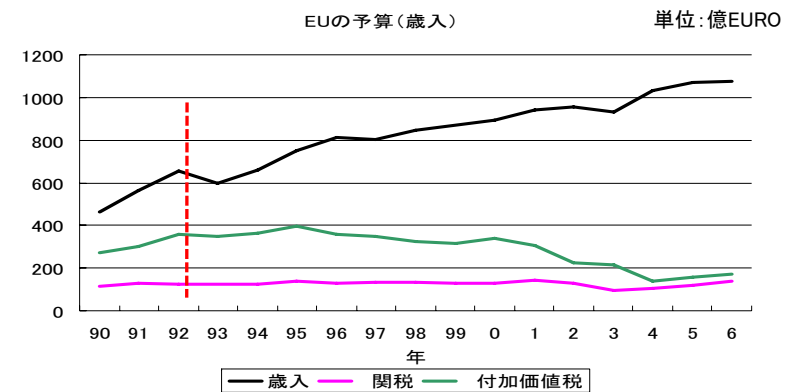
穀物：3年間で支持価格29%引下げ
 牛肉：3年間で支持価格15%引下げ
 乳製品：2年間でバターの支持価格5%下げ

直接支払制度の導入

穀物：25ECU/t(93/94)、35ECU/t(94/95)、45ECU/t(95/96)
 牛肉：①牛肉特別奨励金
 60ECU/頭(93)、75ECU/頭(94)、90ECU/頭(95以降)
 ②子付雌牛奨励金
 70ECU/頭(93)、95ECU/頭(94)、120ECU/頭(95以降)

生産調整の義務付け

穀物：対象面積の15%の休耕の義務付け（小規模農家は免除（生産量92t以下））、休耕に対し別途直接支払い
 牛肉：飼料畑1ha当たりの飼養密度を制限



注1: 単位は、95年までは億ECU

注2: 付加価値税とは、加盟国の付加価値税(VAT)ベースの一定比率(約1%)の

ことで各国が拠出

出典: EU予算書

9 農業政策をめぐる国際的動向

(2) WTO規律とドーハラウンドの交渉内容

交渉分野	論点	WTO協定の概要	2009年年12月6日の改訂議長テキスト							
市場 アクセス	一般品目	—	・最高階層の削減率 <u>70%</u> 削減							
	上限関税	—	・設定しない ・100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大等が必要							
	平均関税削減率	・平均 <u>36%</u> 削減、品目ごとに最低 <u>15%</u> 削減	・平均 <u>54%</u> 削減							
	重要品目	数	—	・基本的な数はタリフラインの <u>4%</u> 、条件付き・代償ありで <u>2%</u> 追加 (日本の重要品目の数についての主張は、作業文書に記述)						
		TRQ 新設	—	・既存のTRQ対象品目以外について、指定は可能/不可能 (両論併記)(作業文書にて詳細な案を提示)						
低関税 輸入枠 の拡大		・国内消費量(86~88年)の <u>3%</u> (95年)~ <u>5%</u> (00年)拡大 (コメの場合:国内消費量の4~7.2%拡大)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目 との比較)</th> <th>枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/3</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目 との比較)	枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)	1/3	4%	1/2	3.5%	2/3
関税削減率 (一般品目 との比較)	枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)									
1/3	4%									
1/2	3.5%									
2/3	3%									
国内支持	全体削減	—	・米国: <u>70%</u> (145億ドル)、日本: <u>75%</u> 、EU: <u>80%</u> 削減							
	黄の政策	・基準期間(86-88年)の実績から <u>20%</u> 削減	・米国: <u>60%</u> 削減、日本: <u>70%</u> 削減、EU: <u>70%</u> 削減 ・品目別の上限設定(原則95-00年の平均実績)							
	青の政策	・生産制限の下での直接支払いは削減対象外	・生産を義務付けない直接支払い(新青の政策)を青の政策として追加 ・全体の上限を設定(農業総生産額の平均実績の2.5%) ・品目別の上限を設定(原則95-00年)							
輸出競争	輸出補助金	・金額ベース(財政支出)で36%削減、数量ベースで21%削減。新規の輸出補助金は不可。	・2013年までに撤廃							
	輸出規制	・農業委員会へ通報(要請があれば、関係国と協議)	・農業委員会における監視機能の強化。 ・新たな輸出禁止・制限の実施は開始から最長1年							

10 食生活

(1) 食に対する意識

- ここ数年、食品表示をめぐる不正や輸入食品による健康被害が発生し、食品に対する信頼が損なわれるとともに、世界の食料需給のひっ迫により、食料供給に対する国民の不安感が増大。

食料供給に対する国民意識

○ 輸入品よりも国産品を選択する



○ 安全性を考えて国産品を選択する



○ 将来の食料輸入に不安がある



○ 現在の食料自給率を低いと思う

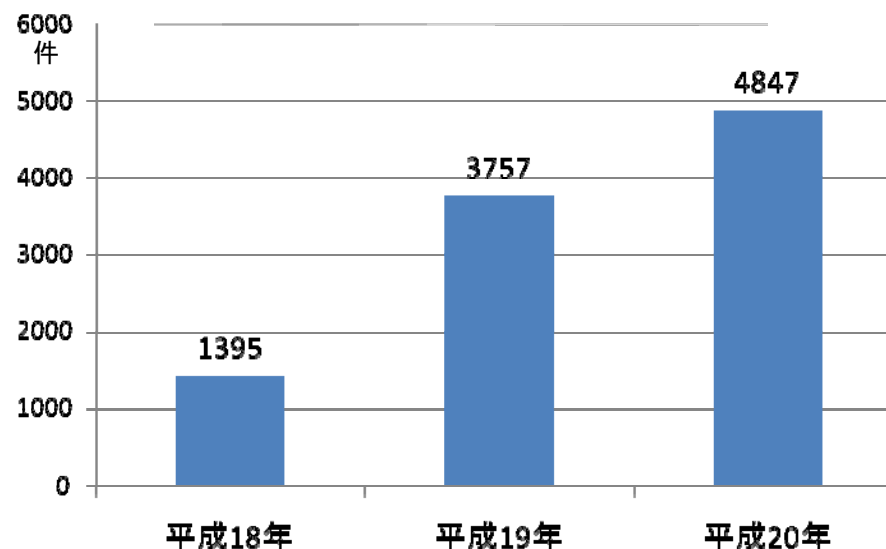


○ 外国産より高くても、食料は生産コストを引き下げながら国内で作る方がよい



資料:内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(平成20年9月調査)

「食品表示110番」への疑義情報の提供件数



農林水産省調べ

※食品表示110番とは:

国民から食品表示についての情報提供を受け付けるために農林水産省に設けられたホットライン

10 食生活

(2) 食品表示

○ 食品表示(JAS法)



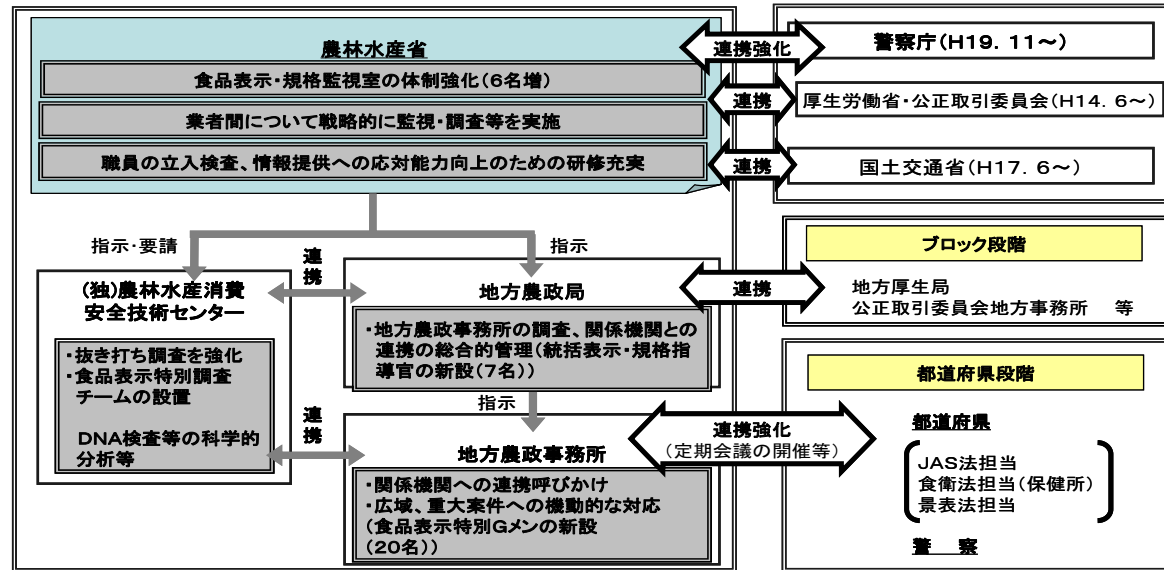
品質表示基準制度

- ・原材料・原産地などの品質表示の義務付け
- (基準の策定については消費者庁に移管。執行については共管)

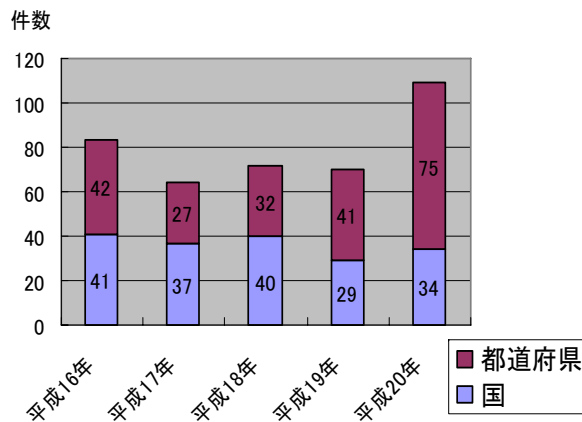
JAS規格制度

- ・JASマークにより、飲食物品などが一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証

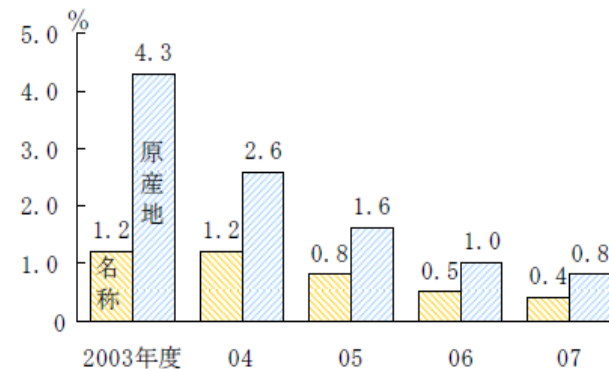
○ 行政による監視・指導の強化



○ JAS法に基づく改善指示の件数の推移



○ 生鮮食品の不適切表示比率の推移 (米穀を除く農畜水産物、商品ベース)

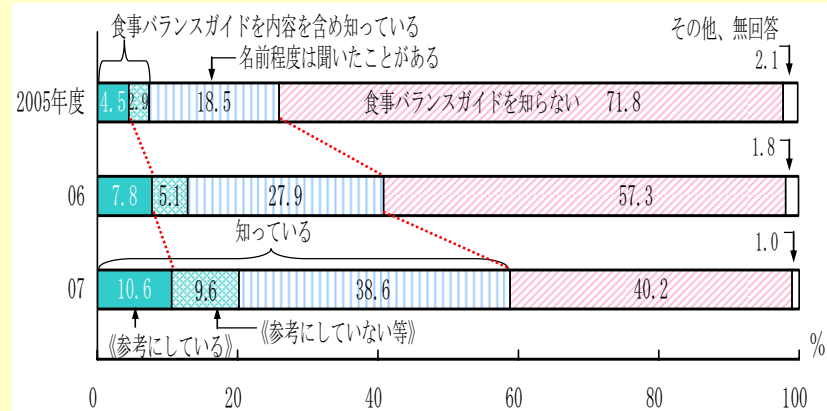


資料：農林水産省「生鮮食品の品質表示実施状況調査」
注：各年度とも小売店舗500万商品以上を対象として、名称及び原産地の表示状況を調査

10 食生活

(3) 学校給食

食事バランスガイドの認知度及び参考度



資料: (財)食生活情報サービスセンター「平成17年度食行動等実態調査」(2006年1月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成18年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2007年2月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成19年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2008年2月調査)を基に農林水産省で作成注: 東京圏・近畿圏及び地方圏に居住する満20歳以上70歳未満の男女、2005年度2,100人(回収率87.3%)、06年度2,500人(91.8%)、07年度2,500人(93.4%)を対象に実施

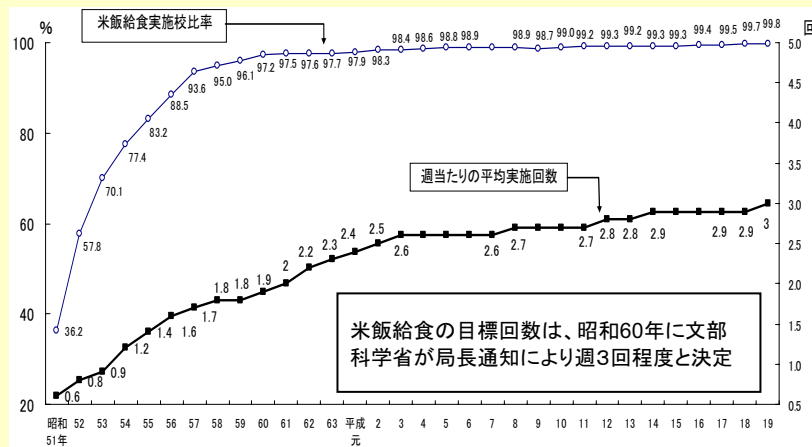
学校給食における地場農産物の利用

○地産地消の取組が広がる中、消費者と生産者の交流による食や農への関心や理解を増進ため、学校給食における地場農産物の利用を推進

学校給食における地場農産物利用割合
21.2%(H16年度) → 23.3%(H19年度)



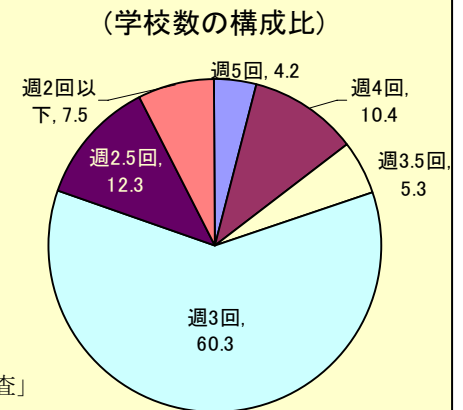
米飯学校給食の実施回数の伸びが鈍化



米飯給食の目標回数は、昭和60年に文部科学省が局長通知により週3回程度と決定

米飯給食は8割の学校で週3回を達成 週3回以上実施校で伸びが鈍化

米飯学校給食の実施状況
(学校数構成比 平成18年)



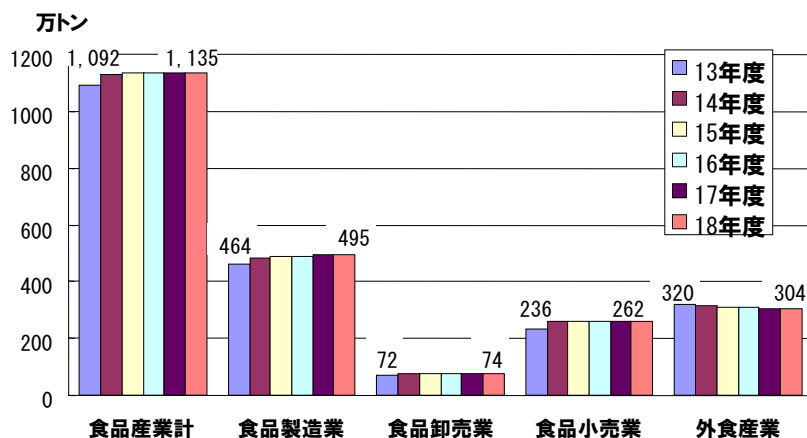
資料: 文部科学省「米飯給食実施状況調査」

10 食生活

(4) 食品ロス

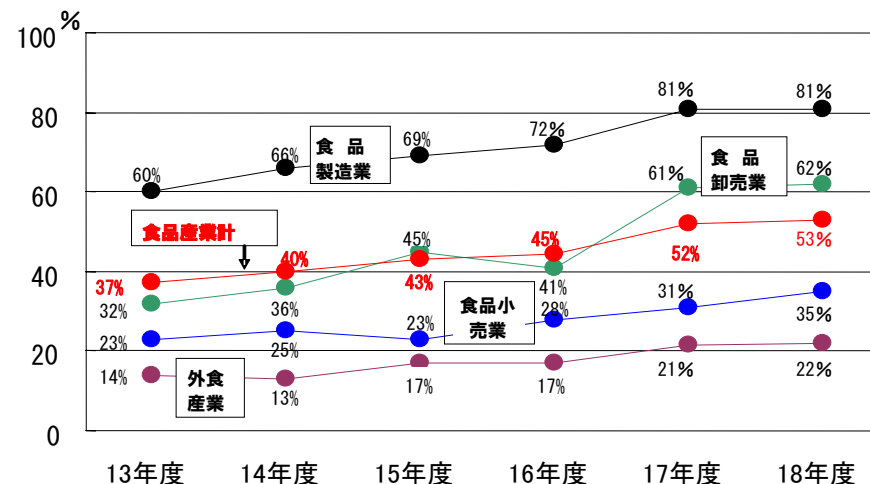
- 食品リサイクル法が施行された平成13年度以降、食品廃棄物の発生量が微増傾向にある中で、再生利用等実施率は上昇傾向。
- 食品流通の川下に至るほど、廃棄物の発生が少量分散型になるなど再生利用がしづらくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、卸、小売り、外食と順に低下していることが課題。
- これらを踏まえ、食品関連事業者への指導監督の強化と再生利用の円滑化を図る観点から、食品リサイクル法を改正(平成19年)。今後とも食品リサイクルの取組を推進する必要。

食品廃棄物の発生量の推移



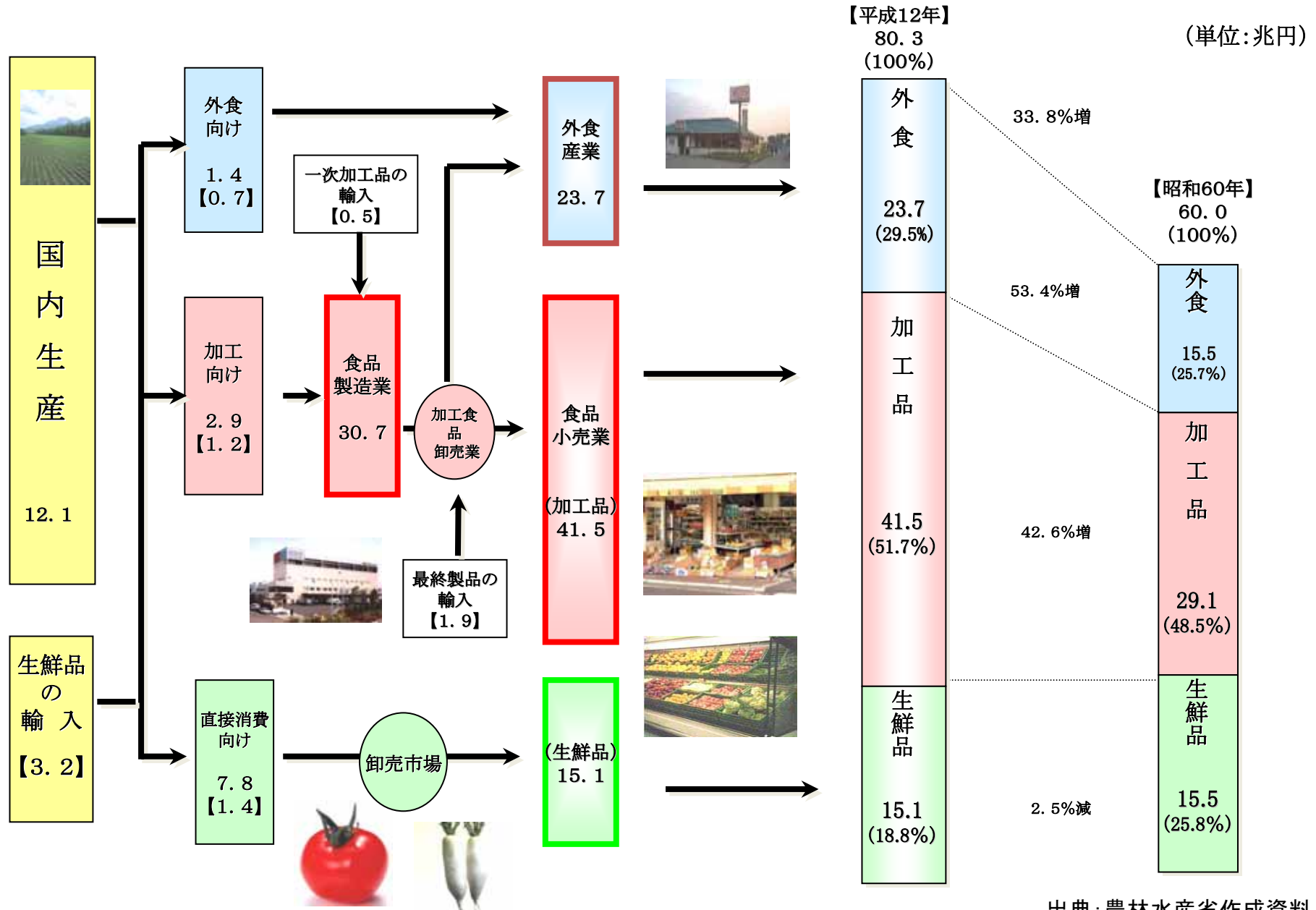
資料:農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」

食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料:農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」より計算

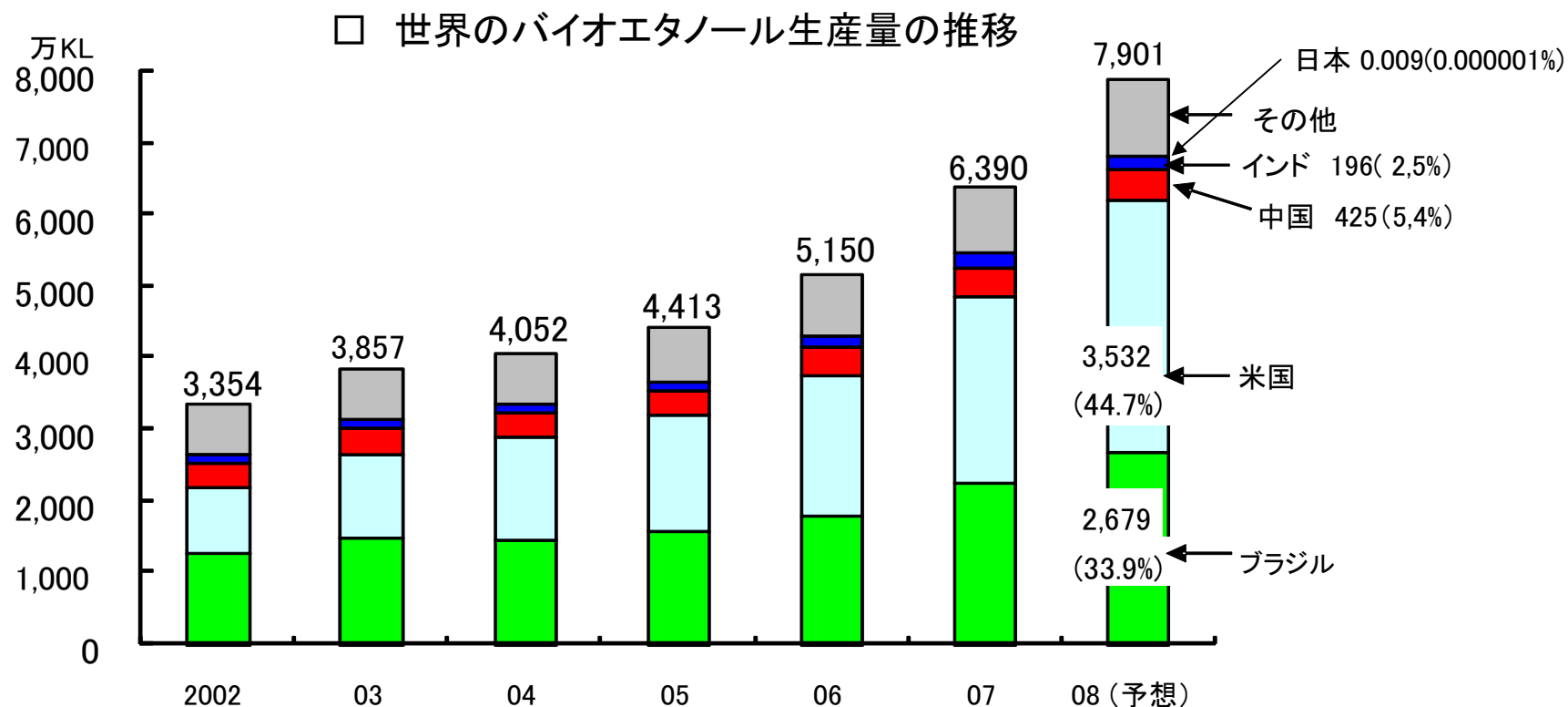
11 食品産業をめぐる状況(食料供給構造)



12 資源・環境

(1) バイオマスの利活用

- 近年の原油価格の高騰、国際的な地球温暖化対策、エネルギー安全保障への意識の高まりなどを背景に、米国やブラジルなど世界各国でバイオ燃料の生産が拡大し、原料としての穀物需要が増大している。
- 特に米国では、2007年12月19日に新エネルギー法が成立し、再生可能燃料を2022年までに360億ガロン（うち、とうもろこし由来のバイオエタノールは2015年までに150億ガロン（5,677万klに相当））に拡大することが規定された。



資料:F.O.Licht, 「World Ethanol and Biofuels Report (October 23 2008)」

日本の値は農林水産省の推計

(2) 国産バイオ燃料の利用拡大

技術開発がなされれば2030年頃には国産バイオ燃料の大幅な生産拡大は可能

原料と生産可能量

※バイオ燃料生産量(原油換算量)

原油の発熱量に対するバイオエタノールの発熱量の比率は約6割

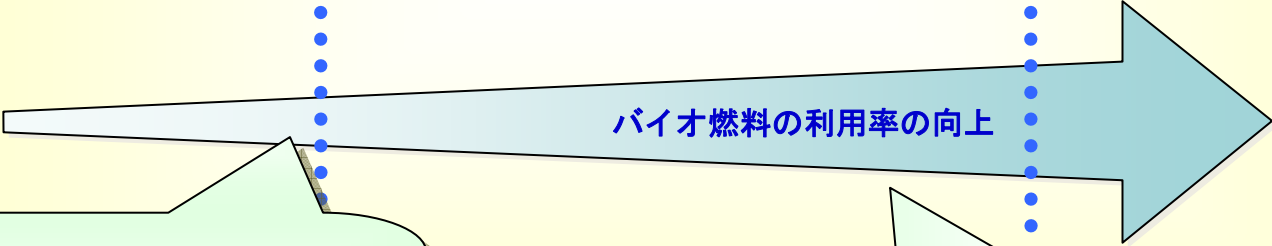
2007年2月現在
30KL(18KL)

- ・糖質(さとうきび糖みつ 等)
- ・でんぷん質(規格外農産物 等)

- ・セルロース系(稲わら、間伐材 等)
- ・資源作物

2011年
5万KL(3万KL)

2030年頃
大幅な生産拡大
* 農林水産省試算 600万KL(360万KL)
(600万klの内訳: 草本系、木質系、
資源作物各200万KL)



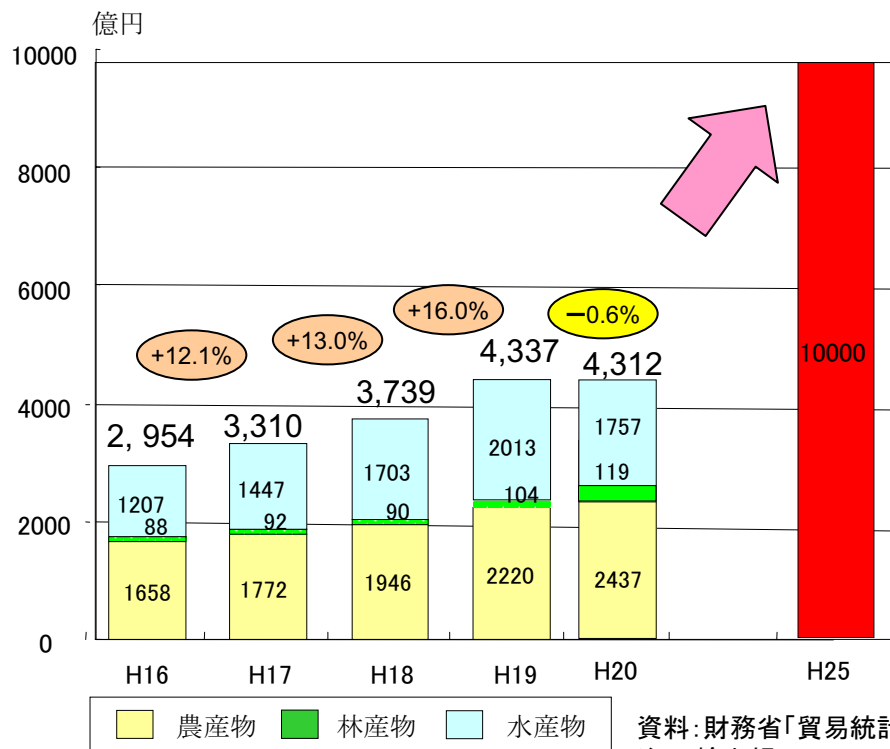
【京都議定書目標達成計画】
2010年までに83万KL(50万KL)
京都議定書目標達成計画で、原油換算でバイオ燃料50万KLの導入目標を決定

【米国】 2022年に360億ガロン(1.4億KL、日本(600万KL)の23倍)を目標
[2007.12 エネルギー法]

13 農林水産物等の輸出促進

我が国の農林水産物等の輸出額の最近の推移と目標

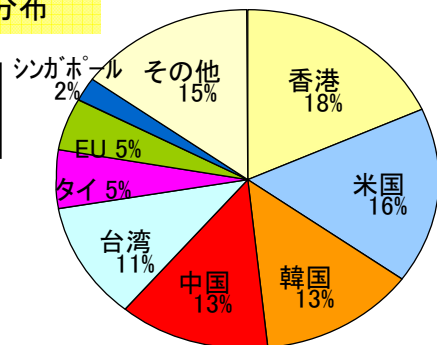
輸出拡大目標
25年に1兆円規模



資料：財務省「貿易統計」
注1：輸出額については、アルコール飲料、たばこ、真珠を除いた額。
注2：平成19年の我が国の農林水産物・食品の輸入額は、7兆8,698億円。（アルコール飲料、たばこ、真珠を除く。）

輸出先国の分布

平成19年
(4,337億円)



輸出が伸びている主要品目(平成19年)

品目	H19年輸出額(確定値)	対前年比	対H14年比	備考
米(援助米を除く)	5億円	124%	244%	寿司などの日本食ブームを受けて、台湾、香港、米国などで人気
りんご	80億円	140%	301%	台湾で、大玉のりんごが贈答品として人気
ぶどう	4億円	138%	669%	台湾、香港からの需要増により増加
牛肉	20億円	312%	1547%	米国、香港向け輸出が本格化
鶏肉	9億円	302%	268%	もみじ(鶏足)等の需要増加により、ベトナム向け輸出が増加
清涼飲料水	81億円	120%	178%	アラブ首長国連邦をはじめとして日本特有の商品の需要が堅調
菓子	115億円	115%	175%	経済成長に伴うアジア諸国の購買力の増加により輸出が増加
鉢物類、盆栽類、植木類	51億円	220%	606%	中国等で、経済発展の影響で、高級植木等の需要が増加した模様
製材	18億円	140%	140%	フィリピンや、木材輸入国である韓国などからの引き合いが増加
ホタテ貝	127億円	125%	140%	生食用、フランス料理、中華料理の高級食材として人気
かつお	81億円	164%	314%	加工原料としてタイ向け輸出が増加
なまこ(乾燥)	167億円	133%	-	中華料理の高級食材として香港で人気